

諸君、去る二十七日、林毅隆君より御提出になりましたる質問の各事項に對しまして御答へ致し度いと存じます。

第一は政黨内閣に關し、現内閣の所信を御質問に相成りましたので御座ります。内閣の組織は一に大權の發動による事、素より論を俟たぬので御座ります。而して、施政の局に當りまする者は、重きを政黨に置き、國民の輿論を尊重致しますることは、憲政運用上最も必要なりと信する處で御座ります。

第二問は陸、海軍大臣は現役大、中將を以て之に宛つるの現行制度は、憲政の運用上支障なきものと認むるやとの御質問で御座ります。如何にも現行制度は憲政の運用上支障なきを保し難いのでござります。就きましては政府は之に對し、相當の改正を施す事を期して居ります。

第三は現行文官任用令の改正に關する現内閣の所見及び改正の範圍につきまして御質問で御座ります。今改正の範圍を茲に明言することは出來難い事で御座ります。けれども、時勢の進歩に伴ひ、相當の改正を施すの必要あるを認めて居ります。

第四問は陸軍二箇師團増設を實行するの意なりや否やとの御質問でござります。是れは財政其他四園の事情に鑑みまして、決定すべきものと信するので御座ります。

第五、減税の意味に於ける税制整理の事に關する御質問であります、右につきましては税制整理中所得稅法案は、已に之を本院に提出致しました。又、營業稅法案も本會期中に之を提出致します。左りながら、是等の改正法は鹽價引下げを除くの外、大正三年以

後ならでは之を實行する事は出來ませぬ。而して、其減税の額は約一千萬圓の見込で御座ります。

右は林君の御質問に對する答辯であります。而して、過日來議場に置きました犬養君よりの御質問で御座りました。之に對しまして追て御答へ致すと申して置きましたが、只今林君の御質問の第二と第四とに趣意を同くして居ると存じますから、林君の御質問に對して致しました答辯にて御了承あらん事を望みます。

之れは犬養及び林の質問に對し、山本首相自らが答辯したるものであつた。而して、此答辯は我國の從來の内閣の答辯としては、當に然るべきもの、山本内閣としては之れ以上の確答をすることは、不可能であつたらう。又、如何なる内閣にしても、我國の現在の内閣組織に於いては、之れ以上の答辯は出來ぬ。又、議會も通例此答辯で満足するのである。縱しや、満足せぬにしても、之れ以上追窮しても得る所がないとして、追窮を中止するが常である。乍併、此場合、國民黨、政友俱樂部及び亦樂會等は、此答辯を以て足れりとせず、相聯合して翌日、更らに左の如き再質問を提出了た。

犬養毅君及林毅陸君の質問に對し、山本首相が三月十一日の講場に於いて答辯したる處は、甚だ明瞭を缺くにより、更らに左の四項に付き、来る十五日迄に書面を以て明確な

る答辯を與へられんことを望む。

一、現内閣は陸、海軍大臣任用に關する官制及び文官任用令を改正するの意あるが如し。果して然らば、直ちに其實行に着手し、本期議會開期中に、其實現を期するの意思ありや否や。

二、現内閣は陸、海軍大臣任用に關する官制改正に於いて、兩大臣を武官に限るの制を廢止するの意ありや否や。又朝鮮及び臺灣の總督に就きても、同一主旨の改正を爲すの意思ありや否や。

三、現内閣は文官任用令の改正に於いて、救任官を登庸上の制限外に置くの意ありや否や。

四、現内閣は國防上の見地より、現在の常設師團を不足と認め、更らに之を増設するを必要とするや、將た不必要とするや。

之れに對しても政府は答辯の期日を延期し、再三追窮せられたる後、漸く確答したのである。勿論其答辯の内容は、概して前掲のものを簡単に繰り返へしたるものであつた。之れが當然である。山本内閣としては、實際より以上の答辯は、出来なかつた。而して、議會閉會期も、已に切迫しつゝありし故に、此等の論争は議會の閉會と共に消滅したのである。

犬養及び林の質問中、立憲政體の眞諦に觸れしものは、陸、海軍大臣に關する官制と、文官任用令の改正に關する問題とであつた。已に述べたる如く、政友會が山本を擁して内閣を組織する場合、此二問題を捉へ内閣組織の條件とせしなば、眞に憲政擁護の眞義に適うたるものであつた。若し、政友會が此等兩官制の改革を條件とし、山本をして内閣を組織せしめしなば、恐らく國民黨も亦樂會も、山本内閣に對して反対するが如きことはなかつたであらう。のみならず、其黨内に脱黨者を生ずるが如きことなかりしことは疑ひない。且つ、政友會はこれにより、我國の憲政の健全なる發達を計るべき根柢を築き、元老及び軍閥の勢力の根柢を破壊し、政黨内閣制度の基礎を作り得たのであらう。當時、元老及び軍閥は、第三次桂内閣の瓦解により政黨の勢力に辟易して居つた。故に、政友會及び國民黨等が團結し、是等の官制の根本的改正を内閣組織の條件とせしなば、恐らく元老も、官僚も、之れに反抗することは不可能であつたらう。政友會が目前の小利の爲めに、此大局を洞察して、憲政々體の健全なる發達の根據を築き能はざりしことは、我憲政史上千載の恨事である。

這是單り政友會のみの罪ではない。國民黨、政友俱樂部及び亦樂會等は山本内閣に反対するが爲めに、第三十議會に臨み、是等の問題を提起して猛烈に山本内閣を攻撃した。けれども彼等は飽くまで此等憲政の根本問題を解決しようとは努力しなかつた。只彼等は一時的の感情上より此場合、内閣を攻撃するに最も銳利なる武器として、是等の問題を携へ來つたのみである。眞に根本的に是等の官制を改正せざれば、政黨内閣が組織せらるゝに至らざるものとの深刻なる信念により、是等の問題を提出したのではない。开は、其後の事實が克く之れを證明して居る。故に此等の官制を改正すべき千載一遇の好機を逸したる罪は、政友會も、國民黨も、政友俱樂部も、將又、亦樂會も共に均しく負はねばならぬのである。

七 山本内閣の末路

山本内閣は成立當時より、非常に人氣ある内閣ではなかつた。而して、第三十議會も幾多の困難を経て完了することを得たのである。山本内閣は、桂内閣を倒せし憲政運動熱の餘波により、成立當時より熾烈に反対黨より攻撃された。且つ、政

友會も其黨員を失ひ、三十議會に於いては、過半數を有せざりしが故に、山本内閣は豫想外の困難に際會した。乍併、其後政權に憧憬せる政黨員は、政友會に入黨し、第三十一議會に於いて、再び政友會は議會に多數を制することを得た。故に三十一議會に於いて、山本内閣は、其成立當時の如く難關に處すべきものとは、豫想せられざりしのである。而して、山本内閣は熱心に行政及び財政を整理し、多少一般の聲望を増したのである。左れば、第三十一議會開會當時、何人も山本内閣が議會開會中に破綻を生すべしとは、豫想して居らなかつた。然るに、偶々シーメンス事件なるもの突發し、意外なる波瀾を生じ、山本内閣は第二次西園寺内閣及び第三次桂内閣に略々均しき、否より以上悲惨なる最後を遂ぐるに至つた。

西園寺内閣は、上原陸相の提出せし二箇師團増設案を採用せざりしが爲めに、謂はゞ、所謂陸軍閣に撲殺せられたのである。其最後は實に悲惨なるものなりしと云はねばならぬ。第三次桂内閣の末路は、稍々之れと趣を異にして居る。而して、其最後は一層憮然たるものであつた。乍併、桂内閣の瓦解は首相自ら其因を爲せしのである。其誤りし出處進退、更らに之れを彌縫せんとせし詔敕の濫發が、遂に

之れを倒壊したのである。

故に憲政上より評すれば、西園寺内閣の瓦解は不條理なりしもの、桂内閣の破滅は寧ろ歓迎すべきことであつた。然るに、山本内閣の瓦解は是等兩者に比し、更に一層奇異なる現象であつた。

第三十一議會に臨み、山本内閣の最も重要視したることは海軍擴張案であつた。國論の大勢より察すれば、師團増設に關しては異議を唱ふるものなきにあらざりしも、海軍擴張は一般に是認されて居つた。されば、感情上山本内閣の海軍擴張案に反対せしものありしと雖も、問題其ものについては、殆んど異議を唱ふるものはないなかつた。けれども、山本内閣は西園寺内閣を倒壊せしほど有力なる陸軍の増師問題に關し、更らに顧慮する所なく、一に海軍の大擴張を企てた。此事は陸軍閥は勿論、或一部の軍國主義者の反感を招いたことは疑ひない。元來、陸、海軍は其勢力上互に相反目しつゝありしのである。而して、西園寺内閣瓦解以來、兩者の間に、越ゆべからざる一種の罅隙を生じて居つた。勿論、海、陸軍の此軋轢は表面に現はれしものではなかつた。併し、裏面に鬱勃せし兩者の反感は機に乘じ、活躍すべき性

質のもの。蓋し、同志會が山本内閣の海軍擴張案に極力反対したるは、軍閥の感情が其間に加はり居りしに因ることは疑ひない。

一體、所謂海軍補充案、即ち、山本内閣の海軍擴張案なるものは、日露戰役後、海、陸軍當局者が國防上、陸軍を二十五個師團、海軍を五十萬噸に増設する必要ありとし、陛下の裁可を経て決定したるものなりと云ふ海、陸軍の主張に基きしものである。曾つて、陸軍が二箇師團増設を主張し、西園寺内閣を破壊したるも、此二十五個師團問題は既定の計畫なりと云ふ口實であつた。而して、西園寺内閣は増師の提案を峻拒し、海軍擴張の計畫を企てた。山本内閣は政友會を根據としたるものなりしが故に、或意味に於いて、西園寺内閣の政策を踏襲したるのである。且つ、山本首相は當時海軍の中心勢力と認められ居りし者、海軍擴張を企つるは當然であつた。山本内閣は所謂既定の海軍補充計畫なるものにより、大正三年度の豫算案に海軍補充費として、約一億六千萬圓の巨額を六箇年の繼續事業として支出することに計上したのである。而して、此海軍補充案が衆議院の豫算會議に上りたるは、一月二十一日。當時、政友會は衆議院に於いて、二百零五名の黨員を有し、絶對過半數を

制し居りたるのみならず、山本内閣は殆んど凡てを犠牲に供し、單り海軍補充案に其全力を傾注しつゝありしが故に、豫想外の突發事件あらざる限り、同案は原案の儘衆議院を通過したるに違ひない。又、貴族院は曾つて西園寺内閣時代に於いても、海軍擴張に贊意を表しつゝありしもの、必ずや、衆議院を通過したる海軍補充案に協賛を與へたであらう。然るに、衆議院豫算委員總會の二日目、即ち、一月二十三日、島田三郎は時事新報に掲げられたる柏林電報により、所謂海軍コンミッショング問題なるものを提げ、猛烈に山本内閣を攻撃し、内閣員をして其心膽を寒からしむるが如き觀を呈した。是より國論俄かに沸騰し、海軍コンミッショング問題に對する天下の議論囂々として、日露媾和條約の不満に對する日比谷燒打事件當時の騒擾を、再演せんとする形勢であつた。

抑、海軍コンミッショング問題なるものは、シーメンス・シュツケルト會社と我海軍官憲との醜關係の暴露せられたるものである。シーメンス・シュツケルト會社の元雇人たりしリヒテルなるものが、同會社の祕密書類を窃取したる嫌疑により其本國に於いて捕縛され、柏林法廷の審判を受くるに當り、端なく同會社と我海軍

官憲との醜關係が暴露せらるゝに至つたのである。元來、海軍部内に於ける腐敗に關しては、多年我國民間に疑惑が存して居つた。けれども、海、陸軍省は殆んど政府部内に於いて、獨立の一廓を築く祕密の府なるが故に、國民は勿論、議會の監視監督さへも、殆んど其内部を透視し能はざりしのである。然るに、偶々、リヒテルなるものにより、而かも外國の法廷に於いて、我海軍部内の腐敗が暴露せらるゝに至りしかば、輿論の激昂は實に名狀すべからざるものであつた。山本内閣反對黨にとつては、千載一遇の好機。主義政見に據りて立たざる政黨が内閣を攻撃するには、偶發的の出來事に優るものはない。同志會は云はずもがな、國民黨及び中正會等之れに和し、輿論の聲援を得て、熾烈に内閣攻撃を開始した。就中、同志會の如きは躍氣となり、殆んど復讐的の態度を以て、之れに其全力を傾注したのである。彼等は、時に或は内閣不信任案を提出し、海軍部内の腐敗に關し政府の責任を問ひ、或は山本首相と海軍との關係を批難し、海軍廓清を唱へ、海軍補充案を否決し、以て内閣を倒壊せんと企てた。之れが爲め議會は甚しく騒擾し、恰かも第三次桂内閣の救謹問題に關する當時の議會の如き狀態であつた。

乍併、政友會は衆議院に於いて、絶對多數を有せしが故に、猛烈なる反對黨の反抗ありしにも係らず、海軍補充案一億六千萬圓の原案に對し、戰艦一隻の製艦費三千萬圓の削減を爲し、之れを以て輿論の緩和を計り、豫算案の通過を全うせしめた。斯くて、内閣は、政友會の多數に依り、衆議院に於いて豫算案の通過を見るに至りしも、貴族院に於いては、更らに强硬なる反対に接したのである。初め、貴族院の大勢は、決して山本内閣に不利なるものではなかつた。貴族院は概して一般に、海軍擴張の必要を是認して居つたのである。故に海軍補充案を通過し、別に海軍腐敗問題について、内閣の責任を問はんと主張せし石渡敏一の如き、條理一貫せる議論を唱ふる人も少くなかつた。且つ、貴族院中には衆議院の決議尊重説を唱ふるものも、存在して居つたのである。貴族院に於いて、最初より山本内閣に對し强硬なる態度を示せしは、單り長州派の干城と目されし幸俱樂部のみであつた。彼等は、山本内閣の國防計畫が、海軍のみに偏して陸軍を顧みざるものとなし、其態度に懐きたらざりしのである。而して、一度、海軍收賄事件の爲めに國論の沸騰するを見るや、彼等は暗中飛躍を試み、貴族院内に於ける官僚系の人々と氣脈を通じ、盛んに

反山本内閣の氣勢を鼓舞煽動し、海軍補充案を否決して、内閣に致命傷を與へんと謀つたのである。されど、若し山本内閣が忠實に海軍の實情を語り、其腐敗を矯し、民論の激昂を緩和せんとする誠心誠意を示したりしならんには、貴族院に於いて、或は海軍補充案の否決を見るが如きことはなかつたであらう。然るに、山本内閣は事茲に出でず、動もすれば、全然民論を無視し、政友會の多數を恃み、衆議院に於いて暴威を逞うし、力めて其責任を回避し、傍若無人の態度を示したのである。之れが爲めに益々國論を沸騰せしめ、天下の反感を買ひ、遂に貴族院の趨勢を一變せしむるに至つた。其結果、貴族院は遂に海軍補充案に對し、七千萬圓の削減を試むるに至つたのである。其理由は左の如くであつた。

一、當局の國防計畫は、海軍に重くして陸軍を輕んす、是れ國防上的一大缺陷なり。

一、海軍收賄問題は、官紀の紊亂を表明するものにして、貴族院は是が廓清を促がさるべからず。

斯くて、海軍補充費は貴族院の削減に遇ひ、兩院協議會に於いて、之れを決せざるべからざるに至つたのである。此間、山本首相は貴族院の曾我、吉川、田、有知等を官

邸に招き、政府苦衷の存する所を縷述して、兩院協議會に際し、和衷協同の精神を以て、臨まれんことを懇請した。而して、衆議院よりは全部政友會に屬する委員を擧げて、折衝の任に當らしめたのである。左れど、貴族院側の委員は頑として其主張を固執し、一步も譲らざる態度を示した。之が爲め、衆議院側の委員は、出來得る限りの讓歩を爲し、貴族院の發表せる豫算削減の理由中より、其第二項、即ち政府不信任の意味を取除けば、衆議院は貴族院の削減に同意すべきことを條件とし、最後の調停を試みた。されど、貴族院は補充費中七千萬圓の削減は、政府不信任の意味に於いて爲されしもの、兩者相分つべからざるものとなし、衆議院側の委員の提案を峻拒し、而して、兩院協議會は、何等妥協點を發見する能はず、全然不調に終つたのである。此間、衆議院に於ける政府反對黨は連結して、内閣彈劾の決議案を提出し、議場は頗る喧噪を極めた。且つ、又、政府反對派の煽動により、日比谷の原頭に於いて、國民大會は開催せられたのである。時に群衆と警官との衝突により、刃傷事件を釀し、東京日日新聞記者橋本某なるものは、警官の爲めに負傷せしめられ、之が爲めに民論は更に軒昂し、遂に議會に於いて内相の責任問題起り、内相彈劾の決

議案は提出せられた。

決議案

警官人ヲ及傷シ又一舉多數ノ良民ヲ抑留シテ其自由ヲ奪フ、是レ人權ヲ蹂躪スルノ甚ダシキモノニシテ、警保ノ職責ヲ盡サズ、帝都ノ秩序ヲ紊シタルノ責断ジテ内務大臣ニ在リ、内務大臣ハ須ク引責處決スベシ

警官が權力ヲ超越シテ無辜ノ良民ニ凌辱ヲ與ヘ及傷ヲ加フルアルモ、敢テ其ノ非違ナ正ス事ヲ爲サズ、又内務大臣私邸ヲ護衛セル壯士ノ訪客ニ向ツテ暴行ヲ演ズルアルモ措テ之ヲ問ハズ、人權茲ニ蹂躪セラレ、警保ノ任務全ク地ニ委ス、其ノ責一ニ内務大臣ニ在リ、之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

提出者

河野廣中　武富時敏　犬養毅
關直彦　尾崎行雄　花井卓藏

勿論、此決議案は、政友會の爲めに否決された。乍併、政府反對黨は、政友會の横暴を憤り、更に一層憤慨し、海軍收賄事件並に警官の良民刃傷事件を以て、内閣彈劾の上奏案を提出し、再び政友會と争はんと企てた。而して、新聞雜誌記者は、政府の横暴を憤り、橋本某の負傷に關し、築地精養軒に於いて、全國記者大會なるものを開

催し、警官の暴行、之れに對する内務大臣の無責任を理由とし、内閣彈劾の決議を爲し、黒岩周六の名によりて、左の如き請願上奏文なるものを闕下に捧呈した。

請願書

大正三年三月四日臣黒岩周六等誠恐誠惶謹ミテ、啟聖文武天皇陛下ニ請願シ奉ル、伏シテ惟ミルニ陛下、先帝ノ遺圖ヲ紹述シ鴻謀ヲ恢宏セントシテ、夙夜勵精大ニ治メ求メ給フ。臣等感激ノ至ニ堪ヘス、唯々輔弼ノ重臣其職ヲ誤リ、將ニ不測ノ禍ヲ醸サントス。是臣等憂懼禁セス敢テ天聞ニ訴フル所以ナリ。

本年一月柏林裁判所カ獨逸皇帝ノ名ニ於テ、カアルリヒテルニ下シタル宣告文ニ由リ、日本海軍收賄ノ一端暴露セラル、ヤ、國民ハ爲メニ陛下ノ海軍ヲシテ威信ヲ中外ニ失ハシメ、延キテ帝國ノ名譽ヲ損スルコト大ナルヲ憂ヒ、二十有餘年來海軍ノ權柄ヲ握レル内閣總理大臣伯爵山本權兵衛ノ引退ヲ求メ、其ノ責任ヲ明カニセンコトヲ期待シタリ。且國民ノ間、往々ニシテ權兵衛ヲ目シテ收賄ノ張本ト爲シ、疑チ其ノ家産ニスラ挿ム者アリ、然ルニ權兵衛等閣臣ノ爲ス所ハ、國民意圖ノ外ニ出テ、海軍廓清ノ誠意ナク、郤テ動モスレハ事實ヲ掩蔽スル形迹アリ。衆議院亦或ハ權兵衛等ヲ援ケテ、其ノ非ヲ遂ケシメントス。而シテ、國論大ニ沸騰シ、民心痛ク激昂スルニ及ヒ、内務大臣原敬ハ深ク其事由ヲ省ミス、強ヒテ警察權ヲ用キテ民意ヲ壓倒セント欲シ、或ハ警察官ノ劍ヲ拔キテ良民ヲ斬ルアリ、或ハ視察ノ任ニ在リシ臣等新聞通信記者ヲ傷害シタルアリ、或ハ平

服以テ群衆ノ間ニ混シ、故意ニ激語ヲ放チテ良民ヲ煽動シ、陛下ノ赤子ヲ驅リテ暴民タラシメントシタルアリ、或ハ輕々シク陛下ノ軍隊ヲ出動セシメ、或ハ咄嗟ノ間、市中ノ行人四百三十餘人ヲ捕縛シ、一二日ヲ經テ其ノ四百十餘人ヲ釋放セルアリ、或ハ散力私邸ニ暴客ヲ潛メ、往訪ノ新聞記者ヲ傷害スルニ一任シタルアリ、是皆、陛下ノ赤子ヲ視ルコト土芥ノ如ク、先帝ノ定メ給ヘル憲法ノ精神ヲ滅却セントスル者ニシテ、臣等ノ憂懼ニ堪ヘサル所ナリ。臣等ハ臣等職分ノ安全ナルヘキ保障ヲ求ムルト共ニ、又人權ヲ擁護シ、立憲ノ大旨ヲ支持センカ爲メ、更ニ其責任者タル敬ノ引退ヲ求メタリト雖モ、敬ハ毫モ良民ノ苦痛ヲ恤マス、又、陛下釐穀ノ下ヲ騷擾セシメタルニ恐懼セス、強辯以テ其ノ責任ヲ回避セントス。臣等謹ミテ惟フニ、未タ曾テ輔弼ノ重臣ニシテ濱職ノ疑ヲ受クルコト、權兵衛ノ如ク甚シク、人權ヲ蹂躪スルコト、敬ノ如ク極マレル者アルヲ聞カス。臣等恐ル、正義人道ハ之カ爲メニ依據ヲ失ヒ、大新政ノ精神ハ之カ爲メニ阻礙セラレ、陛下ノ聖德ヲ累ハシ、先帝ノ遺業ヲ傷ケ奉ルニ至ランコトヲ。更ニ恭シク惟ミルニ、今年十一月、御即位ノ大典ヲ舉ケサセ給フニ方リ、依然權兵衛ヲシテ閣臣ノ首班タラシメ、敬チシテ保安ノ重職ニ居リ大禮使長官ヲ兼ネシムルハ、臣等ノ最モ恐懼惶悚ニ堪ヘサル所ナリ。

仰キ願ハクハ、聖鑑ヲ垂レ給ハシコトヲ。臣等、尊嚴ヲ冒瀆シ奉リテ恐懼ニ堪ヘス、謹ミテ罪ヲ待ツ。臣黒岩周六等誠恐誠惶頓首百拜

山本内閣は、斯く四面に敵を受け、孤城を守り能く奮闘した。且つ、又、政友會は能

く之れに忠勤を務めた。乍併、其唯一の政綱と恃みし海軍補充費は貴族院の削減に遇ひ、兩院協議會は遂に不調に終り、内閣は致命的瘡痍を受け、其起つ能はざるを知るや、即日議會を停會し、停會の翌日即ち、二月二十六日、山本首相初め閣員一同辭表を捧呈し、遂に山本内閣は終りを告げた。而して、議會は豫算案不成立の儘閉會せられたのである。

議會が豫算案の不成立の儘閉會せられることは、憲政上一大椿事と云はねばならぬ。議會が解散せられ、豫算の不成立を見ることは止むを得ぬことである。議會が解散せられ、豫算案不成立の場合には、勿論、前年度の豫算が踏襲される。併し、此場合には、必ずや、臨時議會が召集せられ、國民は更らに國政を審議すべき機會を得るのである。然るに、通例議會が其會期を完了し、豫算案の不成立を見し場合は、國民は其年内中、更らに國政に參與すべき機會を與へられるのである。勿論、議會が解散せられ、豫算案が不成立に終り、臨時議會を開會せらるゝとするも、豫算案を審議することは出來ぬ。けれども、臨時議會の召集により、國民は國政に參與すべき權能を行使し得るのである。然るに、通常議會の會期満ち豫算不成立の場合

には、國民は再び此機を得ることは出來ぬ。されば、豫算案不成立にして、議會の會期盡きんとする場合には、議會の會期が延長せらるべきである。豫算案の審議は國民に採つて、最も重大なる問題である。此審議を全うせざれば、議會は其任務を全うせしものとは云はれぬ。蓋し、議會の解散せらるゝは、國家の重大なる問題に關し、國民の輿論を確むる爲めに外ならぬ。故に此場合、豫算案が縱しや不成立に終るとも、國民の之れを審議する權は存續して居るのである。然るに、議會の會期満了し、豫算案の不成立に終りし場合は、國民の之れを議了する權能は、消滅したることを意味するのである。されば、内閣が辭職すると、議會は延期せられて、此審議を全うせねばならぬ。然らざれば、國民の豫算審議權が全うせられざるのである。故に此問題は憲政上實に容易ならざることである。然るに、憲政擁護を唱へし政黨及び國民が、更らに此問題を顧慮せざりしは、憲政の意義を没却したるものと云はねばならぬ。

抑々、山本内閣が倒壊せらるゝに至りしは、海軍部内の收賄事件に基きしことは疑ひない。乍併、海軍收賄事件は、山本内閣瓦解の凡ての原因ではない。山本内閣

が増師問題を等閑に附したることは、疑ひなく其破滅の一因であつた。第二次西園寺内閣を倒壊せし陸軍の勢力は、又、山本内閣を破る偉大なる勢力であつた。而して、第三次桂内閣を瓦解せしめたる怨みは、山本内閣に逆襲したのである。更に此間には將に来るべき御大禮を自ら行はんとする官僚、特に長閥官僚の野心も多少其裏面に錯綜纏綿して居つたであらう。山本内閣が、一舉第二次西園寺内閣を崩壊したる如き、我政界の潛勢力に多大の注意を拂はざりしことは、不謹慎の至りと云はねばならぬ。且つ、又、政友會が議會の多數を持み、專横を極めしことは、直接或は間接に、山本内閣破滅の因を爲せしものである。國論の沸騰せしは、雷に海軍收賄事件のみについていはなかつた。政友會の横暴も亦與つて力ありしことは疑ひない。貴族院が山本内閣に對し、强硬なる態度を探りしは、陸軍閥及び長閥の勢力に制せられしのみではなかつたであらう。國論の沸騰が、貴族院の趨勢を變換するに非常なる力ありしことは、争はれざる事實である。故に、山本内閣破壊については國民大會即ち群衆の勢力の有力なりしことも認めねばならぬ。第三次桂内閣の破壊についても、日比谷の騒動は有力なるものであつた。天下の人心

は是れに由りて、甚しく左右されるのである。蓋し、群衆の勢力については、種々なる議論がある。乍併、群衆の勢力が政治上有力なるものとなりしことは、畢竟國民の勢力が政治上有力なるものとなりしことである。若し、群衆の勢力によりて、國論が沸騰せしめられざりしなば、恐らく貴族院は山本内閣に對し、其探りしが如き强硬なる態度を持つて至らなかつたであらう。併し、斯く言へばとて、貴族院が多少民論の趨勢に左右せられたることを批難するのではない。凡そ政治家たるもののは、民論の趨勢に多大の注意を拂はねばならぬ。されど、貴族院が豫算案を不成立に終らしめたることは、主として感情上の問題たりしことは疑ひない。若し、貴族院が冷靜事理に基き、慎重國政を審議する意思ありしなば、豫算案と海軍收賄事件とは、全く別個のものとして處決すべきが當然であつた。貴族院の海軍補充費削減の理由なるものに徴するも、貴族院は單に山本内閣が直接に關係せるものではなかつた。且つ、貴族院は概して、海軍擴張の必要を是認して居つたのである。されば、貴族院が忠實に、冷靜に、事理に依つて國政を審議す

る意思ありしものとすれば、豫算案の成立を全うし、而して後、海軍の廓清を促がすべき方法を講じなければならなかつたのである。然るに之れを爲さりしは、彼等が全く感情によりて、支配されつゝありしものなりと云はねばならぬ。二院制度を有する國家に於いて、其第二院即ち貴族院或は上院が、國家の重大事に關し、感情によりて行動するより國家に危険なるものはない。此點に於いて、我貴族院の罪は決して輕からざりしものである。此場合に於ける貴族院の行動は、二院制度の缺陷、而も、我貴族院の缺點を最も克く表現したるものなりと云はねばならぬ。這是國家を思ひ、國家を愛し、人權の伸張、憲政の健全なる發達を希望する人の深く考慮すべきことである。

八 大隈内閣の成立

元來、山本内閣の覆滅は政界の變調であつた。而して、多年政界を退き、已に古稀を越えし老政治家大隈が、再び政界に出現して、内閣組織の大命を拜するに至りしことも、亦政界の大變調なりしと云はねばならぬ。已に述べたる如く、山本内閣の

顛覆は、シーメンス事件の爲めに突發したる海軍部内の瀆職事件の暴露により、俄かに激成せられたる海軍に對する國民の憤慨と、海軍部内に於ける山本首相の特殊の地位に對する反感と、海、陸軍の軋轢と、薩、長藩閥の間に於ける相互の嫉妬と、政友會の多年の横暴に對する憤怒と、同志會の躍起運動と、是等によりて刺戟せられし群衆の騒擾と、是等に動かされし貴族院議員の豫算案否決とに基きしものであつた。されど、山本内閣を破壊せし群衆は勿論、官僚も、陸軍閥も、同志會も、將又、貴族院議員も、山本内閣倒壊後に於ける計畫につき何物をも有せざりしことは疑ひない。而して、山本内閣瓦解後、其後繼内閣組織については、例の如く元老を頗はすに至つたのである。

斯くて、大正三年三月二十三日、貴族院に於ける豫算案否決に遭遇し、山本内閣總辭職の報傳へらるゝや、山縣、松方、大山の三元老は相會し、鳩首後圖を凝議した。彼等は先づ京都に人を急派し、山本内閣の成立に密接の關係ありし西園寺の意中を探らしめたのである。蓋し、彼等が此舉に出でしは、當時、政友會が尙ほ議會に於いて絶對多數を有せし故であらう。而して、彼等は西園寺再起の意なきを確め、初め

て、後繼内閣組織の人選に考慮を重ね、越えて二十八日徳川家達を第一の候補として推薦することに決したのである。

抑、元老が徳川家達を後繼内閣組織者に推薦せしは、何故であつたらうか。當時、元老が其人選に苦しみしことは疑ひない。桂已に逝き、西園寺亦政界を去りしが故に、彼等は適任者を得るに頗る困難せしに違ひない。殊に、當時の政界は頗る暗澹たるものなりしが故に、到底尋常一樣の人によりて、時局を收拾し得べきものとは推測せられざりしことは事實である。されど、元老は徳川家達を推薦し、彼が大命を拜承すると考へて居つたであらうか。

徳川家達は舊將軍家の出、其門閥及び地位に於いて、彼の右に出づるものなかりしことは明らかである。而して、我國民は未だ實力よりは、寧ろ、勳位、官等、門地等を尊重する傾きがある。されば、當時の紛糾せる人心を收攬するに、徳川家達は最適任者であつたであらう。而も、彼は多年貴族院議長として凡庸ならざる手腕を發揮し、其德望手腕、亦一世を風靡するに足るべきものなりしことは疑ひない。故に、若し、果して彼が後繼内閣組織の任に當りしとせば、容易く民心を收攬することが

出來たであらう。乍併、未だ嘗つて、彼は貴族院以外に其羽翼を伸ばさんと企てしことはない。而已ならず、彼の貴族院議長たりしは偶然にして、決して自ら求めしたものではない。而して、若し、彼に内閣總理大臣たらんとする希望抱負或は野心あるものとすれば、之れを實現するに甚しき困難はなからうと思ふ。されば、敢へて波瀾疊々たりし此機に彼は之れを求むる必要なかりしことは明かである。一體、國務大臣の地位なるものは政爭の焦點である。啻に、其責任の重大なる而已ならず、其局に當る者は、喧噪なる世論の中心たる覺悟を有さねばならぬ。如何に地位名望高き徳川家達と雖も、一度、政争の渦中に投じ國務大臣たらんか、幾多の批難攻撃に際會せぬとは言はれぬ。彼が貴族院議長として其地位を守らんか、世の批難攻撃に因り、將軍家の威信を毀損すべき恐れはない。けれども、貴族院議長の地位と國務大臣の地位とは、全然異なるものである。此點から考へても、聰明なる彼が總理大臣たらんと欲するとは容易に想像し得られぬ。然るに、元老は何故彼を推薦したであらうか。元老は一片の野心の爲めに、或は單一なる愛國心の爲めに、彼が敢へて此大任に當るならんと思惟せしのであらうか。若し、果して然りとすれ

ば、彼の心事を知らざる彼等の淺慮に驚かざるを得ぬ。

三月二十九日、即ち元老推薦の翌日、徳川家達は御召しによりて參内し、後繼内閣組織の内命を蒙りしも、退出前、彼は已に内大臣伏見宮殿下に大命拜辭の意を傳へ、翌三十日再び參内、改めて其旨を聖聞に達したのである。此處に至りて元老は再び相會し、凝議の結果、更に清浦奎吾を推薦した。斯くて、翌三十一日、清浦は參内し、内閣組織の大命を拜受したのである。

是より先き、清浦内閣説なるものが一部の新聞紙上に傳へられて居つた。けれども、憲政擁護の聲、尙ほ盛んなりしが爲め、世論は一般に之れを否認しつゝありしがある。然るに、當時、新聞記者の或一團は、華族會館に清浦を訪ひ、其意を探りしに、彼は之れに對し『鰻の蒲焼の匂ひはすれども、嗅ぐばかりにて未だ誰れの口に入るとも明かならず、殘念千萬なり』と、諸謠の言を弄せしと傳へられて居つた。這是、三月廿八日、徳川家達が大命を拜するに至りし前日の出來事である。此事實より推考すれば、元老と清浦との間には、徳川家達推薦前、已に一種の氣脈が通じ居りしものにあらざりし乎。此事實によれば、元老は徳川の大命拜辭を豫期し、人心緩和

の一策として彼を試みに推薦せしものとも思はれる。若し、之れが元老の眞意なりしとせば、彼等は國家の統治権を左右する國務大臣の推薦権を私せしものなりと云はねばならぬ。兎に角、彼等は徳川の大命拜辭後、直ちに清浦を推薦し、清浦は即刻之れを拜受せしことは事實である。而して、元老は清浦の推薦を終り、其任務を全うせしものと思惟し、優渥なる至尊の御沙汰を賜はり、意氣揚々と散會した。

清浦は徳川と異なり、曾つて屢々内閣の班に伍せしもの、而かも、彼の國務大臣たらんと欲する野心の満々たりしことは、一般に認められて居つた。蓋し、元老の彼を推薦せしは、是等の事實に因由せしのであらう。されど、彼は暫らく政界を退き、閑雲野鶴を伴とし、全く政黨に關係を有せざりしものである。斯くて、彼が此機に乘じ、内閣を組織し得ると豫想せしは、頗る大膽なりしものである。勿論、山本權兵衛も、暫らく政界を退き居りしにも係はらず、内閣を組織し得たのである。故に、彼も亦之れを爲し得ざる理由はないとも言ひ得らる。けれども、山本は内閣組織前、西園寺と結び、政友會を根據とすべき地盤を有して居つた。然るに、清浦は内閣組織の大命拜受後と雖も、全く政黨に關係を有せざりしものである。而して、此

際、彼は如何なる心算を有して大命を拜受したのであらうか。

彼は、大命拜受後、東京府知事官舎に假事務所を置き、東奔西走、内閣組織の準備に着手した。而して、大略閣員の人選を終りしも、獨り海軍大臣の選定につき、其容易ならざることを發見せしのである。元來、山本内閣を破壊せしものは、主として長閥即ち陸軍閥であつた。而して、清浦は純然たる長閥系の政治家、而かも彼は海軍部内に於いて、服心の知己を有せざりしのである。故に海軍部内の有力者は、概して清浦内閣に入閣することを好まざりしことは明かである。之れが爲め、彼は海軍中將加藤友三郎を海相候補と豫め内定し、齋藤海相を介して交渉を重ねた。然るに、談判不調に終り、遂に海軍大臣を得る能はず、已むを得ず、彼は内閣組織を斷念し、四月七日、参内、聖上に拜謁し、大命を拜辭するに至つたのである。

斯くて、清浦内閣は流產に終つた。勿論、其直接の重なる理由は、海軍大臣を選定し能はざりしことである。乍併、之れが清浦内閣流產の唯一の理由ではなかつたと思はれる。一度、清浦内閣組織の報傳はるや、天下の人心は舉つて之れに反対した。先づ、同志會は清浦内閣成立反対の決議を爲し、國民黨及び中正會も之れに應

呼し、又、政友會も遂に反対の意を表白したのである。蓋し、同志會は最も長閥系に接近せしもの。敢へて、之れが率先して清浦内閣成立に反対せしは、清浦が政友會に接近せんことを疑惧せしに由りしものと思はれる。而して、新聞記者團も政黨に和し、清浦内閣成立は長閥の復活、純然たる超然内閣の成立を意味するものなりと云ふ理由により、之れに反対し、盛んに示威運動を試みた。斯くて、清浦は單り海軍大臣の人選に窮せしのみならず、輿論の包囲攻撃を受け、其立つべからざるを悟り、遂に内閣組織を斷念するに至つたのである。

蓋し、清浦内閣の成立不可能なりしことは、一面に於いて我憲政的一大進歩と見るべきものである。清浦も又元老も、全く政黨に據らずして内閣を組織し得る者と思惟せしは、時代の趨勢を洞察し得ざりしものと言はねばならぬ。我憲政の發達遲々たりと雖も、純然たる超然内閣成立の時代は、已に殆ど経過したのである。最早、何人と雖も、全く政黨に據らずして内閣を組織することは不可能であるやうに思はれる。縱しや、之れを爲し得るにしても、永く之れを維持するとは出來ぬ。清浦は、猛烈なる輿論の反対なかりせば、單に加藤中將が入閣を拒絶したる而已に

して、内閣組織を断念するが如きことはなかつたらう。清浦内閣を不成立ならしめしは、主として超然内閣成立に對する猛烈なる輿論の反対なりしことは疑ひない。併し、清浦は、元來藩閥政治家、猛烈なる輿論の反対に遭遇せしと雖も、容易く海相の適任者を得しとすれば、内閣組織を断念せざりしに相違ない。故に、他の一面から見れば、清浦内閣の不成立に終りしことは、海軍の反対熾烈なりしが爲めなりしことは疑ひない。曾つて、第二次西園寺内閣を破壊せしものは陸軍であつた。而して、今や、清浦内閣は或意味に於いて、内閣の存立を直接に左右し得る一大勢力は、陸、海軍の大、中將である。而して、清浦内閣の不成立に對し、最も遺憾と感せしものは、恐らく山縣有朋であつたらう。清浦は主として山縣が推薦せしものなりしことは疑ひない。蓋し、元老の推薦せしものが、内閣組織を完成し能はざりしことは、第一に元老の不見識と、無責任とを表白せしものと云はねばならぬ。又、政治家が一度大命を拜受し、内閣を組織せんと試み、之れを完成し得ざりしことは、政治家として無上の失敗と云はねばならぬ。而して、清浦の此大失敗の一因を爲せしものは、元老山縣失敗と云はねばならぬ。

が曾つて首相たりし時に制定せし官制である。若し、海、陸軍大臣を海、陸軍の大、中將に限定する處の敕令が存在せざりしならば、清浦は海軍大臣の人選につき、甚しく困憊するが如きことはなかつたらう。疑ひもなく、清浦内閣を不成立ならしめし一因は此官制である。故に、元老山縣の失敗は、自縄自縛であつたとも云ひ得られる。而して、我憲政の發達を希望するものは、清浦内閣の不成立よりは、之れを不成立ならしめし原因につき、一層深く探究考慮せねばならぬ。

一度、清浦内閣流產の報傳はあるや、國民は一般に之れを歓迎した。之れに反し、元老の周章狼狽は實に名狀すべからざるものであつた。初め、元老は清浦を推薦し、後繼内閣成立を豫想し、各々閑地に退散したのである。然るに、事全く彼等の豫期に反し、清浦内閣は不成立に畢り、彼等の不見識は遺憾なく暴露せられ、天下の物議は頗る騒然たるものであつた。故に、彼等は倉皇再び元老會議を開き、後繼内閣組織者の人選を凝議したのである。

曩きに、清浦を推薦したものは、山縣、松方、大山の三元老であつた。當時、井上馨は故あつて、此元老會議に漏れたのである。故に、山縣、松方、大山の三元老は、窮餘の

極、先づ井上を興津の別荘より招き、彼によりて活路を求めるとした。而して、清浦内閣流產の翌日、即ち四月八日、麻布の井上邸に於いて、四元老相會し、鼎坐凝議、善後策を講じたのである。時に、皇太后陛下御危篤の悲報、沼津より達し、單り元老をして晴天霹靂の感あらしめし而已ならず、天下の人心をして甚しく憂鬱ならしめ、殆んど諒闇同様の状態を示すに至らしめた。之れが爲め、元老は速かに後繼内閣の成立を圖らんとし、井上の發案に基き、畢生の勇を鼓し、十日午前、大隈重信を推薦することに衆議一決し、直ちに其旨を彼に通じ、大命拜受の内意を求めた。而して、翌十一日、皇太后陛下崩御の發表あり、十二日より十四日まで三日間、廢朝の命ありしにも係はらず、十二日四元老は井上邸に於いて、重ねて元老會議を開き、大隈をも列席せしめ、後繼内閣組織の方針を凝議した。其結果、翌十三日、大隈は參内・内閣組織の大命を拜し、之れを拜受したのである。

是れより先き、大隈は井上を介して、大命拜受の意思如何を質するゝや、彼は先づ、加藤高明を招き、内閣組織の方針に關し、密議を凝し、略々其案成るや、其内意を元老に傳へ、斯くて元老は彼を推薦するに至つたのである。而して、翌十三日、大隈は參

内拜謁仰付られ、内閣組織の大命を拜受した。斯くて、大隈は直ちに内閣組織に着手し、翌十五日略々其人選を終り、之れを伏奏し、十六日、親任式を舉行した。大隈内閣各大臣の顔觸は左の如くである。

内閣總理大臣兼内務大臣	伯爵	大隈 重信
外務大臣	男爵	加藤 高明
大藏大臣	若槻 稲次郎	
陸軍大臣	岡市之助	
海軍大臣	八代 六郎	
司法大臣	尾崎 行雄	
文部大臣	一木 喜徳郎	
遞信大臣	子爵 大浦 兼武	
農商務大臣	武富 時敏	

而して、仙石貢を鐵道院總裁に、伊澤多喜男を警視總監に、安河内麻吉を警保局長に、江木翼を内閣書記官長に、下岡忠治を内務次官に、濱口雄幸を大藏次官に、海軍少將鈴木貫太郎を海軍次官に、陸軍中將大島健一を陸軍次官に、中谷弘吉を遞信次官に、鈴木喜三郎を司法次官に、上山満之進を農商務次官に新任し、福原鎧二郎を文部

次官に留任せしめ、斯くて、内閣を完成したのである。

大隈内閣の成立は、一般の國民に、非常に歓迎された。隈板内閣の成立當時を除く外、恐らく此大隈内閣程、成立當時、満天下の國民により、歓迎せられ、屬望せられたる内閣は未だ曾つて無かつたらう。尙ほ議會に於いて、絶對多數を有し、大隈内閣の成立に快からざりし流石の政友會も、大隈内閣成立當時は、敢へて、其批判を避く程であつた。以て、大隈内閣の聲望が、其成立當時、如何に隆々たるものなりしかを知ることが出来る。大隈は多年逆境に處し、元老に抗し、官僚に背き、閥族打破、憲政擁護を盛んに唱へつゝありし人である。彼は改進黨總理辭職後、早稻田に退き、熱心に青年の教育に從事しつゝありしも、全く政治を棄つることなく、常に政治を批評し、輿論の趨勢に乗じて絶えず、國民の味方同情者となり、少くも言論界に於いて、一方に霸を稱へて居つたのである。概して、我國の政治家は、權謀術數によりて、其地位を護るが常である。然るに、大隈は政界を退きし後と雖も、常に國民と共に、國家の裡に在り、全く言論によりて、獨得の地位と聲望とを維持せし在野の政治家であつた。凡そ、立憲國の政治家は、言論を以て其生命とせねばならぬ。然るに從

來我國の政治家中、言論を其生命とせしものは、獨り大隈あるのみである。此點に於いて、大隈は、立憲國の政治家たる資格を備へしもの、彼が十數年政界を去り、再び政權を掌握する機會を得たるも決して偶然ではない。

乍併、大隈が多年、仇敵の如くに反抗しつゝありし元老の推薦により、内閣を組織するに至りしことは、實に奇怪なる現象と云はねばならぬ。大隈は從來野心満々たる政治家、彼は此際其野心を全うする爲めに、若くは、平素、其主張しつゝある政策を實現せんとするが爲めに、元老の推薦をも顧みず、千載一遇の好機逸すべからずと思惟し、敢へて此難局に處し、政權を掌握せしものとも思はれる。けれども、元老が大隈を推薦するに至りしことは、全く世人の意表に出でしことである。蓋し、元老が大隈を推薦せしことは、彼等にとつて、最も苦痛なることであつたらう。清浦の失敗は、元老に對する非常なる打撃であつた。故に、元老は此際、再び官僚系或は藩閥系に屬する政治家を擧げて、内閣組織の任に當たらしむべき勇氣を有せざりしのであらう。而して、時に、皇太后陛下崩御のことあり、彼等の心機一轉、彼等は萬苦を忍び、大隈を推薦することに決したのであらう。蓋し、清浦の失敗と、皇太

后陛下の崩御とは、元老をして斯く迅速に、大隈を推薦するの英斷に出でしめし所以であらう。

大隈は、内閣を組織するに當り、清浦と全く異なりし徑路に據つたのである。彼は大命拜受前、既に、加藤と密議を凝らし、同志會を根據として、内閣組織を計畫したのである。而して、彼は大命拜受後、尾崎と談じ、且つ、犬養と諮り、國民黨及び中正會をも、同志會に加へて、内閣の基礎とせんと企てた。斯くて、尾崎は中正會を引率して入閣することに決したのである。而して、犬養は、一つには從來極力憲政擁護を力説せし關係上、主義の上より、二つには同志會の中堅が、曾つて國民黨を脱黨せしものによりて、組織せられつゝありしが爲め、同志會に對する感情上より、其入閣を快しとせず、之れを拒絶せしも、國民黨は『大隈内閣の成立を希望し、且つ之れを援助す』との決議を爲した。されば、大隈は、尙ほ犬養に對し、一縷の望みを屬し、内閣組織に臨み、自ら内務大臣を兼任し、内閣に一箇の椅子を蓄へたのであると云はれて居つた。斯くて、大隈内閣は同志會と中正會を基礎とし、國民黨をも參加せしめんとする希望によりて成立したのである。

併し、已に述べたる如く、當時政友會は、議會に於いて、絶對多數を有して居つた。故に、大隈内閣は立憲政體の本旨に適ふものでもなく、又、其基礎の鞏固なりしとも云ひ能はざりしのである。而して、大隈内閣の勢力は、同志會及び中正會よりは、寧ろ、國民の同情と其聲援とであつた。大隈は、内閣組織當時、議會に於いて勝算なきことは豫期して居つたらう。大隈が、同志會を根據として、内閣を組織せし以上、政友會の之れに反対することは明らかであつた。左れば、大隈は時期到来せば、議會を解散し、現狀を打破せんと、豫め期待しつゝありしものと思はれる。

大隈内閣は、成立後、間もなく、地方長官を召集し、地方長官會議の席上に於いて、大隈首相自ら其政綱を發表した。時に五月十五日。其政綱は左の如くである。

一、帝國と列國との交際は益々親密にして、日英同盟、日佛、日露の兩協商は其基礎愈々鞏固なり。政府は東洋永遠の平和を確保し、列國との親交を敦うすると同時に、帝國の地歩を固くするに努むべし。

一、近時政治上種々の弊害を生じ、善く中央並地方の行政、教育、實業等、國家並社會の諸般の施爲に浸潤せむとするの處あり。政府は輿論の趨向に従ひ、諸般の弊害を洗浄し、憲政の本義を發揮せんことを期す。

一、官吏服務のこと其制備はらざるに非すと雖も、近時漸やく弛緩に就かむとするの處あり。官吏は宜しく服務の規律を嚴守し、廉恥を重んじ、勤勉懇切を旨とすべく、責に監督の任に在る者、宜しく官紀を振作し、賞罰を嚴にし、併せて庶僚をして戒慎する所を知らしむべし。

一、憲政の運用尙未だ完からず、政務及恒久官職の區分未だ明確ならず、爲に國務の掌務をして動もすれば公正を失はしむ。政府は國務の精確繼續を保障し、且つ憲政の運用を圓滑ならしむる爲、適當なる官制の更改を施し、且つ適才任用の途を講ぜむことな期す。

一、國防は國家興廢の係る所、固より是が弛緩を容さず、而して、其施設は外交財政と調和を保たざるべからず。政府は深く内外の情勢を察し、調査審究の途を設け、以て必要な計画を立てんとす。

一、言論、集會及結社の自由は憲法の保障する重要な權利なり。政府は社會の現状に適應すべき方法を以て、此等の自由を尊重する所以の途を講ぜむことを期す。

一、産業の興廢は直接國家實力の消長と相關聯す。政府は産業の振興に關し、適當なる計画を立て、且つは全國農商工業者に對し、懇篤なる勵奨を與へ、以て其發達を企圖せむとす。

一、選舉に伴ふ諸般の弊害は近者愈々繁きを加ふるが如し。政府は選舉に關する法規を厲行すると同時に必要なる改正を圖り、以て憲政の運用を全うせむことを期す。

一、教育の改善刷新は朝野多年の宿願たり。政府は誠意之が調査を進捗し、適當なる解決を爲し、特に善良なる立憲國民に必要の思想及德性を涵養せむことを期す。

一、戦後民力の休養未だ十分ならず、財政經濟の基礎を鞏固にするは目下の急務たり。政府はにして國庫の收支を改善し、財政經濟の調整未だ完からず、公債の信用を確實

此目的を以て行政及財政の整理を施し且つ、國民負擔の輕減を謀り、大正四年度以降の財政計畫と相俟つて之が實行を爲すべし。

政府は又、公債又は借入金に資源を求むる歳出を成るべく減少すると共に、内外市場に向つて公債の募集を爲さるべく且つ、大正四年度財政計畫と相俟つて公債整理の方法を改むべし。

政府は地方債の濫發を防ぎ、其他地方財政の整理を爲すべし。

斯くて、大隈は内閣組織の初めに當り、此政綱の實行を國民に約し、又多數の國民は大隈内閣に對し、大隈首相の平素の主張なる元老撲滅、官僚閥族政治の打破、憲政擁護の實現を期待して居つたことは疑ひない。而して、大隈内閣は、是等の大任を背負うて出立したのである。

日本民權發達史

終

附錄

寺内内閣成立の理由

内閣成立當時、恐らく大隈内閣より満天下の歓迎と同情を受けたるものはなかつたらう。大隈は天下の輿望を其一身に集め、内閣組織の任に當つたのである。乍併、大隈は當時議會に多數を有する政黨を基礎として、内閣を組織したのではない。大隈は其閣員に主として同志會員を物色したることは事實である。けれども、當時、同志會は議會に於ける少數黨であつた。而して、元來同志會なるものは、主義政綱により、國民を基礎として組織されたる政黨にあらず、桂を中心として集れるものによりて、組織されたる一夜造りの政黨であつた。故に、大隈内閣は政黨によりて組織せられたるものなりと云ふことは出來ぬ。而已ならず大隈を推薦したるものは元老であつた。此點については、大隈内閣も寺内内閣も更らに異ならぬ。只大隈内閣と寺内内閣と其成立の際に於ける相違は、政黨員が内閣の一部に列せしと列せざりしとによるのみである。

大隈内閣は約二箇年半繼續し、比較的長命の内閣であつた。けれども、大隈内閣

程國民を失望せしめたる内閣は蓋し稀れである。恐らく、大隈内閣ほど多大の期待を以て國民に迎へられ、多大の失望を國民に與へたるものはなからう。此點に於いて、大隈内閣は歴代の内閣中、又稀れに見る所のものである。乍併、表面に現はれたる事實に依れば、十月四日、大隈内閣が辭職しなければならなかつた理由はないやうに思はれる。大正四年の總選舉により、大隈内閣の所謂與黨即ち同志會、中正會、大隈伯後援會は議會に於いて絶對多數を制するに至つた。而已ならず、所謂三派即ち同志會、中正會、交友俱樂部の合同により、大隈内閣は議會に多數を制し得る一大政黨を基礎とする運命を有して居つたのである。故に、大隈内閣は早急此場合辭職する必要はなかつたやうに思はれる。若し、議會に於いて絶對多數を有せる政黨を根據とする内閣が、最も其地歩鞏固なりとすれば（純然たる立憲國に於いてはさうあるべきである）大隈内閣の地歩は其成立以來辭職せる當時が、最も鞏固なるものなりしと云はねばならぬ。然るに、大隈内閣は其與黨三派の合同計畫が將に成立せんとする際、突然辭職したのである。而して、其辭職の理由が明瞭でない。勿論、大隈は其辭職に臨み、左の如き辭表を呈して居る。

臣重信誠恐誠惶謹テ奏ス

大正三年四月、臣ノ大命ヲ拜スルヤ、則チ政綱ヲ定メ政策ヲ樹テ、拮据經營以テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ希ヘリ、爾來茲ニ二年有半、隨ツテ施設シタル所ノ概要ヲ攝取シテ之ヲ別冊ニ錄セリ、恭シク惟ルニ、政情平靜ヲ持シテ國務亦整濟ヲ缺カズ、臣老軀羸弱誠ニ職ニ勝ヘス、永ク要路ニ當リ賢者ノ道ヲ塞ク可カラス、伏シテ惟フニ、子爵加藤高明ハ練達堪能ノ士ニシテ又久シク世ノ重望ヲ負フ、伏シテ翼クハ陛下愛憐ヲ垂レサセラレ、茲ニ臣力重任ヲ解カセ給ヒ、臣カ後繼トシテ高明ヲ擢用サレンコトヲ、即チ恩命ヲ得ハ高明モ亦匪躬ノ節ヲ教ス可ク、政務亦異動ヲ受ケサル可シ、臣深ク之ヲ信ス、臣今骸骨ヲ乞ヒ奉ルニ當リ、敢テ宸嚴ヲ冒瀆シテ伏シテ聖鑑ヲ仰ク、誠ニ懼款屏營ノ至リニ堪ヘス
臣重信誠恐誠惶頓首頓首謹テ奏ス。

之れに據れば、大隈は老軀羸弱其職に勝へず且つ賢者の爲めに道を開かんとして辭職するに至りしものであると云うて居る。併し、之れは政治家及び官吏の常套語である。恐らく、之れは大隈の眞意ではなかつたらう。又、何人も之れが大隈内閣辭職の理由であるとは思うて居らぬ。然らば、大隈内閣は何故に辭職したであらうか。或者は大隈内閣は内治外交共に秕政に秕政を重ね行き詰りの結果、辭職するに至つたのであると云うて居る。或者は大隈の政治家としての末路を全

うする爲めに、大隈は圓滿辭職せしのであると稱へて居る。而して、又他の或者は大隈内閣の辭職は、前議會の貴族院に於いて、豫算案を通過する爲めに元老及び貴族院議員と、第三十七回議會の豫算案編成前即ち遅くも九月末までには辭職すると云ふ口約を爲し妥協せし故に、其口約を履行する爲めに辭職したのであると評して居る。果して、是等或は是等の一つが大隈内閣辭職の主なる理由であつたらうか。約二箇年半に亘る大隈内閣執政中の政策は、概して大隈の平素(尠くも)大隈の在野政治家としての主張とは違ふものであつた。乍併其全部が國民の輿望に副はざりしものであつたとも云はれぬ。而して、歴代の内閣の政策に比し、大隈内閣の政策が甚しく劣等の政策なりしと云ふことも出來ぬ。否、大隈内閣の或政策は幾多の内閣の政策に比して遙かに優るものであつた。蓋し、國民が大隈内閣に對して、多大の失望を爲せしは、初め其期待が餘り過大なりし爲めである。而して、一般の國民が既に大隈内閣に厭きしことも事實であつた。併し、大隈内閣は之れが爲めに行き詰り、辭職せねばならぬと云ふ程の理由はなかつたやうに思はれる。故に、大隈内閣は其秕政の爲めに已むを得ず辭職するに至つたと云ふことは

決して當を得たるものでない。若し、大隈が進んで辭表を呈せざりせば、其政策の爲めに未だ倒るゝが如きことは斷じてなかつたらう。然らば、大隈は其最後を全うせんとするが爲めに辭職したのであつたらうか。若し之れが大隈の眞意であつたとすれば、大隈は其與黨三派合同の結黨式を目前に控へ、其完成を見すして何故辭職したであらうか。憲政會の結黨式は已に十月十日と確定して居つた。然るに、大隈内閣は十月四日に辭職したのである。若し、大隈が其終りを全うし、且つ與黨の將來を思ふが爲めに辭職せしものとすれば、數日間其辭職を延期し、憲政會の成立を見、然る後辭職するが最も順序正しく、且つ最も堅實なる途ではなからうか。然るに、大隈が敢へて此途に出でざりしより之れを見れば、大隈内閣の辭職は單に其最後を全うするが爲めの圓滿辭職とは思はれぬ。されば、大隈内閣の辭職には是等以外に、何等かの理由が潛在して居つたに相違ない。けれども、又之れを以て前議會に於ける豫算案通過に關する貴族院議員及び元老に對する口約であるとも斷言することは出來ぬ。何となれば、大隈は自ら其口約ありしことを否認して居る。斯く檢し來れば、大隈内閣辭職の理由は、遂に全く不明である。凡そ立

憲國に於ける國務大臣の出處進退は自ら明瞭なることを要す。然るに、大隈内閣の辭職については、國民一般は其理由を知ることが出來ぬ。這是實に立憲國に於ける奇怪なる現象と云はねばならぬ。

斯くて國民は大隈内閣辭職の意義を知ることは出來ぬ。乍併、大隈が辭職するに當り公然、其後繼者を推薦したることは、立憲國の國務大臣として方に爲すべきことであつた。立憲國の國務大臣は其執政中、國務に關する全責任を負ふべき而已ならず、其後繼者を推薦すべき義務或は責任を有すべきものである。立憲國の君主は神聖にして侵すべからざるもの、決して親しく國務國政に携はり給ふべきものでない。君主は無責任にして神聖なるもの。故に、國政に關する全責任は國務大臣が負はねばならぬ。而して、後繼内閣の組織者も、將に去らんとする國務大臣によりて推薦されべきものである。凡そ立憲國の君主は國務大臣の奏請によりて初めて其政治的行動を爲し給ふべきもの、責任あるものゝ後繼内閣推薦を待たずして後繼内閣組織者を任命し給ふべきものではない。然らざれば、君主の神聖を侵すべき處がある。故に、大隈が其後繼者を推薦したるは、實に立憲政治の本

義に適ひしものと云ふべきである。然るに、大隈の推薦せし加藤高明に、内閣組織の大命が降らずして、元老の推薦したる寺内正毅に、内閣組織の大命が降下したのである。這是大隈内閣の辭職よりは、更らに一層解し難きことである。

元老は國務國政に關し、全責任を負はざるべかざる國務大臣即ち大隈首相の推薦せし加藤を斥け、寺内を推薦したるにつき、下の如き理由を述べて居る。(一)内閣總理大臣たるものは、必ずしも衆議院に於ける絶對多數黨の首領たるを要せず。

(二)絶對多數黨の首領なるが故に、必ず内閣組織の大命下るべしとの例を造るとさは、憲法の精神を無視し、天皇の大權を拘束するに至る處あり。(三)世界未曾有の大亂に際し、舉國一致を望むの時に當り、單に一黨派に偏し、他を敵視して政治を行ふの政策を執るは、國家の爲めに得策にあらず。(四)加藤子は日露協約不必要論者の如く疑はれ、對支關係についても支那國民の危惧の念未だ消滅せざる傾きあり。今後、對露對支の關係より更らに歐洲戰爭の終局に處する上に於いて、寺内伯は加藤子よりも適任なり、故に加藤子をして重任に當らしむる時期にあらず、と。

果して、此等の理由は、責任ある首相の推薦したる加藤を排斥し、寺内をして内閣

組織の大命を拜せしむる正當なる理由と認むることが出来るであらうか。又、憲法の明文上、何等の責任及び地位をも有せざる元老が、何故責任ある首相の推薦せし後、繼内閣組織者を斥けて、彼等自ら他者を推薦したのであらうか。此等は我憲政上深く考究すべき問題である。先づ第一に、此等の理由の正否に就いて考察しよう。

第一の理由なりとするものに對して述べんか、從來の内閣總理大臣は必ずしも、否、其大多數は衆議院に於ける絶對多數黨の首領ではなかつた。且つ、又憲法の明文にも國務大臣は、衆議院に於ける多數黨の首領たるべしと規定されて居らぬ。乍併、我國の政治をして眞に君民一致の政治たらしめんと欲せば、衆議院に於ける絶對多數の首領を内閣總理大臣たらしむるより外に途はない。過去に於いて多くの國務大臣は、衆議院に於ける絶對多數黨の首領ではなかつた。故に、我國の憲政史上内閣と議會との軋轢が絶えざりしのである。凡そ議會の存在する以上、國務大臣は其多數の協賛を經ざれば、如何なる政策をも實行することは出來ぬ。されば、議會に多數を有せざる國務大臣は、議員を操縦し、籠絡し、威嚇し、或は買収して

其協賛を經るのである。此事實は二十有餘年に亘る我國の憲政史上に満ちて居る。されど、衆議院に於ける絶對多數黨の首領が内閣を組織すれば、此憂ひはない。而已ならず、議會と内閣と無益の軋轢を生ずるが如き憂ひもない。立憲國に於いて、健全なる政治を行はんとすれば、どうしても衆議院に於ける、絶對多數黨の首領をして内閣を組織せしめねばならぬ。之れが立憲政治を實現する唯一の途である。若し、然りとすれば、過去を數ふべき必要はない。國家を想ふ者は、絶對多數黨の首領をして内閣を組織せしむべき途を進んで開くべきである。元老が私心を離れ、眞に我國の憲政の發達を希望するなれば、大限の加藤推薦を歓迎せねばならぬ。故に、此理由は斷じて國家を思ひ憲政を思ふ爲めに寺内を推薦すると云ふ理由にはならぬ。

第二の理由について、絶對多數黨の首領に必ず内閣組織の大命降るべきものと確定すれば、眞に立憲政體が建設せられ、君民一致の政治が實現せらるべきである。若し、此慣例が確立すれば、國民の代表者と天皇との間に現在介在しつゝある元老なるものゝ存立を要せぬことになる。蓋し、斯かる慣例の造らるゝことは、元老の

存在を無用ならしむることである。而して、元老の存在を無用ならしむることは、天皇の大權を拘束する所以にあらずして、天皇の大權を憲法の規定以内に於いて、最も自由ならしむることである。一體、元老なるものは、國民にも又天皇にも公然責任を有せざるものである。而して、之れが國務大臣を推薦することは、天皇の大權を侵すものと云はねばならぬ。民の心は即ち君の心なりとは、我國の憲法の根本的精神である。左れば、國民を代表するものが内閣を組織するといふことは、最も憲法の精神に叶ふことである。斯くて、初めて君民一致の政治が行はるゝのである。されど、斯くなれば元老は自然に消滅する。而して、永久元老の地位を維持せんとすれば、衆議院に於ける絶對多數黨の首領に内閣を組織せしむる途を開いてはならぬ。蓋し元老が加藤を推薦せしことに反対せしことは、畢竟之れが爲めであつたではなからうか。

第三の理由について、若し、元老が眞に世界未曾有の大亂に際し、舉國一致、即ち國民の望む處に依りて國家の政策を行はんとする意思ありしとせば、寺内よりは寧ろ加藤をして内閣を組織せしめねばならぬ。若し、舉國一致と云ふことが盲目的

に國民の服従を意味することであるとすれば、議會に於ける多數黨を無視しても差支ない。乍併、舉國一致と云ふことが理智の判断に基くものを意味するなれば、議會に於ける多數黨の位置を尊重せねばならぬ。議會の存立する以上、國務大臣が國政を行ふには、議會に於ける多數の協賛を經ねばならぬ。若し、立憲國の政治は必ず、議會に於ける多數の協賛を経て行はるべきものとすれば、國務大臣は其多數に依らねばならぬ。而して、此多數を代表するものが國民の望む處のものであると云ふべきである。故に、世界未曾有の大亂に際し、特に多數國民の意思を尊重し、之れによりて國家政策を定めんとすれば、寺内推薦は全く此精神に逆行するものであると云はねばならぬ。

第四の理由について、今後の對露及び對支の關係につき、寺内は加藤に優る適任者なりと稱へられて居るが、這是果して誰れの見解であらうか。單り元老のみが今後に於ける對露及び對支政策を如何にすべきかと云ふことを決定し得るものとは言はれぬであらう。所謂對露及び對支政策も、日本國民對露國々民及び支那國民の問題ではなからうか。若し、果して然りとすれば、是等の問題を決するにつ

いても、國民の思望に最も適する事が、最善の政策であると云はねばならぬ。而して、寺内よりは加藤が寧ろ此局に當る適任者であると云ふことは疑ひない。兎に角、加藤は議會に多數を有する政黨の首領である。且つ、彼の外交政策は略々國民に識られて居る。然るに、國民は寺内が如何なる對露及び對支政策を有するかを知らぬ。寺内に關して國民の知る所は、彼の朝鮮に於ける武斷政治のみである。而して、彼の武斷政治が支那及び露國に歡迎せらるゝものであるとは云はれぬ。故に、寺内が之れに對し、加藤に優ると斷定することは出來ぬ。元老の見解は兎に角、國民の見解によれば、必ず斯く思はれる。若し、元老の意思によりて是等の政策が決定せらるべきものとすれば、或は寺内が加藤に優るかも知れぬ。併し、是等の問題も結局國民の意思によりて決せらるべきもの、又、さうあらねばならぬものとすれば、加藤が之れに對して不適任者であると云ふ理由は成立せぬ。

要するに、元老が寺内を推薦せし理由は一として立憲政體の本旨に副ふものではない。而して、元老の加藤を排し寺内を推薦したるは、蓋し、主として第二の理由に基きしものであらう。將に辭職せんとする國務大臣が後繼内閣組織者を推薦

するとになれば、元老存在の意義は消滅する。議會に於いて絶對多數を有する政黨の首領は、必ず内閣組織の大命を拜するものと決定すれば元老の必要はない。大隈の加藤を推薦せしことは、元老の存在を無視或は輕視せしによりて生せしことであると云はねばならぬ。而して、元老は其地位危險なりしが爲に、第三、第四の理由を口實とし、加藤を排し寺内を推薦したのではあるまいか。明治以來、現在の元老は軍閥及び官僚閥を其羽翼とし、國務大臣推薦の實權を扼しつゝ來つたのである。然るに、今や、大隈により其根柢を覆されんとせしかば、彼等は必死の飛躍を試み寺内を推薦したのであらう。而して、斯くして寺内内閣は成立したのであると思はれる。蓋し、寺内内閣の成立は、元老の地位を確實ならしめんとする元老の努力によりて生せしものであると云ふが、最も其真相を穿ち得たものであらう。

斯く云へばとて、元老は専ら私心の爲めに、國家及び國民の利福を更らに顧慮せぬと云ふ意味ではない。國家を思ふ情に於いて元老は、敢へて人後に落ちぬであらう。然し、元老は、我國の凡ての政策を彼等の意思に依りて行ふべきもの、又は彼等の意思によりて之れを行ふが、國家の爲めであると確信して居るものなること

は疑ひない。否、彼等は我國の政治は彼等の意思によりて行はれざれば、國家を安全に維持することが出來ぬと思うて居るやうである。彼等は我國の政治は、彼等或は彼等の周圍に在るもの、又は彼等の意思を繼承するものによりて永久行るべきものと考へて居るやうに思はれる。而して、彼等が斯く考へることは自然である。

初め彼等は、徳川幕府を顛覆し、之れに代りて我國の政權を、彼等の掌中に收めたのである。爾來、彼等は、約半世紀間、我國の政治の實權を其掌中に收め、我國の運命を支配しつゝあつた。而して、廢藩置縣を斷行したるも、立憲政體を建設したるも、日清戰爭に成功したるも、條約を改正し、治外法權制度を撤廢したるも、又日露戰爭を開始し、之れを成功せしめしも、全く彼等の經營畫策其宜しきを得たるものと思惟して居るのである。故に彼等は、自然、我國の政治を行ふことは、彼等の家政を處理するものゝ如くに考ふるやうになつたのである。彼等は民論に制せられ、立憲政體を建設せしも、之れに因りて彼等は、我國の政權を國民を代表する代議士に司らしむると云ふが如きことは、毛頭考へて居らざりしことは明かである。議會は

單に、彼等の國政を變理するに對し、國論を窺ふ参考の資料たらしめんとして建設したのである。此思想は今日に於いても、彼等の念頭を去らざるものなるとは疑ひない。彼等は今日に於いても、我國は彼等の支配すべきものであると思うて居るに違ひなからう。彼等が斯く思ふことは自然である。彼等も人間である。人間と云ふものは、其一度獲得したる地位、權勢或は物品を容易に捨つべきものでない。一度得たるもののは、縱令國家の政權であらうとも、我物なりと思ふは人情である。故に、彼等は自然に我國の政治を彼等の私有物の如くに考へるやうになつたのである。而して、彼等が之れを大隈の推薦したる加藤に引渡すとは、彼等の私有物を侵掠せらるゝが如くに思惟せしは當然である。故に、彼等は之れを遮ぎり、彼等の當然の後繼者と考ふべき寺内に讓渡すべき途を講じたのであると思はれる。已に述べたる如く、大隈内閣は、彼等の推薦によりて成立したるものである。故に、彼等は、大隈が辭職する時には、再び政權を彼等に返還するが當然であると考へて居つたらう。若し、政權が彼等の私有物であるとすれば、斯くあるべき筈である。故に、彼等は、加藤を排し、寺内を推薦し、内閣を組織せしめたることを最も正當なる

ことゝ考へて居るのである。然らざれば、責任ある首相の推薦せしものを排斥すべき筈がない。而して、大隈が敢へて之れに反抗し得ざりしは、彼の勢力甚しく元老に劣るが爲めなることは疑ひない。元老は憲法の明文上何等の地位も職權も與へられて居らぬ。乍併、國家の權力の中心なる海、陸軍を明治以來今日に至るまで支配して居る。而已ならず、樞密院も、貴族院の大多數も、幾多の官僚も、彼等の勢力範圍である。されば、何人と雖も元老に對抗することは出来ぬ。而して、彼等が寺内をして内閣を組織せしめたることは、彼等の横暴ではない。彼等は尙ほ實際、我國の統治權即ち政權を左右し得る實力を有して居るのである。勿論、這是、純然たる立憲國に於いて有り得べき現象ではない。けれども、實際我國に於いては尙ほ未だ立憲政治が行はれて居らぬ。大隈の辭職するにつき加藤を推薦したることは、立憲政治の典型に副ふものであるけれども、大隈内閣の辭職其ものは決して立憲的なりしと云ふことは出來ぬ。凡そ立憲國の内閣の辭職については、其理由が國民に明白でなければならぬ。然るに、國民は、大隈内閣の辭職につき、其辭職の理由を明確に知り能はざるのである。若し、大隈内閣の辭職の理由が明白なりと

せば、其後繼内閣の成立についても、稍々立憲政治の本旨に副ふことが出來たであらう。我國民の政治思想は未だ甚だ幼稚である。されど十數年前に比較すれば著しく發達して居る。故に、元老の寺内内閣を成立せしめたるについては、之れを快しとせざるもののが尠くない。されば、若し、大隈内閣辭職の意義が國民に明白であつたとすれば、元老と雖も斯く容易く、寺内内閣を成立せしむることは不可能であつたらう。

要するに、寺内内閣の成立は、主として元老の勢力と、地位と、其地位を持続せんとする意思とに依ると雖も、政黨を基礎とする内閣を成立せしめるとする政治家が徹底的に立憲政體の何物なるかを理解せず、彼等自らが立憲的行動を爲し能はざると、國民の自治的觀念に乏しきに因る處も亦尠くないのである。寺内内閣の成立については、元老の行動が全く非立憲的なることは疑ひない。乍併、大隈内閣の辭職も亦立憲的であると云ふことは出來ぬ。而して、寺内内閣の成立を黙過する處の政黨も、國民も、決して立憲的ではない。畢竟、元老も、政治家も、代議士も、國民も、立憲的ならざるが故に寺内内閣は成立したのである。

山縣公と立憲政治

西園寺内閣破壊と其後繼内閣の人選につき著しく行惱み、頗る醜態を演じたるがため、今や山縣公の威信は、國技館の角力とすれば三役から貧乏神に失墜した程である。此際公から元帥、元勳、長閥を剥ぎ取つてしまつたら、公は寺小屋の御師匠様位の格に終りはせぬだらうか。窮鳥懷に入る時は獵師も之を殺さずとかや、公の悲境に沈むを見ながら公を評せんとするは甚だ酷であるやうに思はれる。けれども公は猶長閥を背後に控へ、元帥、元勳、樞密院議長と云ふ金箔のために光輝燦然たるものがある。今後とて此金箔の光りで何時世人を眩惑せしむるかも知れない。

明治の爲政者中、公程永き政治的生命を有し、公程驚くべく潛勢力を扶植し得たものは恐らく他にはなからうと惟ふ。伊藤公の存命中は、山縣公も其權勢威望に於て一步を伊藤公に譲つて居つたことは事實である。が、伊藤公去つて以來、實際我國の天下は山縣公の天下となつた。穂積一派の憲法學者は、主權は君主にあ

るものだと云うて居る。又、事實を尊ぶ哲人的憲法學者なら、主權は國民にあるものだと云ふに違ひない。けれども、過去數年間に於ける我國の統治權は、事實上宛然山縣公の所有物であつた。兩三年前のことなりき、或白人は予に向ひ、日本のキングは山縣公ですかと問うたことがある。明治に於ける我國唯一の政治家伊藤公の全盛時代すら、過去數年間に於ける山縣公の地位とは比較出來なかつたらうと思ふ。國內に於ける一大政黨の首領として國民を背後に有し、首相の地位を古めたる西園寺侯すらも、重大なる國務を處理する場合には、先づ椿山莊の御機嫌を伺候しなければならぬのであつた。故に實際西園寺侯が其御機嫌を損じなかつたら西園寺内閣の瓦解と云ふことはなかつたであらう。若し、西園寺侯が陸軍問題につき、老公の意見を容れたとすれば、其當時、或は新聞雜誌の攻撃を受け、且つ國民の負擔を増すとがあつたかも知れぬが、辭職しなければならぬ破目に陥らなかつたとは疑ひなからう。若し此假定にして果して真なりしとせば、西園寺侯、政友會、國民の政治上の權勢は、目白の老公のそれに及ばぬとを證明するのである。

縱令、名義のまゝとしても我國は立憲國である。不完全ながら議會なるものが既

に存在して居るのである。此機關を利用して政黨及び國民が十分に政治的權勢を發展せしめ、元老、閥族、官僚を打破しようとなれば、縱令それが困難であつても、決して不可能ではない。けれども、悲しい哉、多數の國民は勿論、其所謂政黨員に至るまで、立憲代議政體の如何なるものなるかを眞に理解して居らぬ。であるから、彼等の爲することは徹底的でない。一時、猛烈なる元老、閥族、官僚打破を唱へても、忽ち豹變する。一體、政黨なるものが其勢力を伸張しようとするなら、全く國民に頼らなければならぬのだ。然るに我國の政黨員は國民に遊説し、國民を教育して牢乎輔佐應援して、自己の權勢を伸張せんとするよりは、却つて選舉に臨み、可成多額の酒肴料を掠奪せんと試みて居るではないか。であるから、國家及び國民をも顧みず、政界に於て自己の勢力を發展せしめようと望むなら、誰にしても國民間に根據を求めるよりは、官界或は閥族間に地盤を据ゑる方が得策である。目白椿山莊に於ける山縣老公の偉大なる勢力の祕密は、實に此點に存するのである。

老公は、人物、人格に於ても、實力に於ても、學殖に於ても、識見に於ても、將又政治思想に於ても、到底故伊藤公に比較さるべきものでない。然るに公の權勢は遙かに伊藤の夫れを凌駕するに至つた。伊藤公は該博なる學識があつただけ、國家及び國民を忘れることが出來なかつたのである。又伊藤公は憲法制定者として、常に其發達を望み、國民の政治的地位勢力の發展を心掛け、公の如く専ら閥族及び官僚に依つて、自己の勢力の扶植のみに努力しなかつた。今にして之れを思へば、伊藤公の立憲政治に關する思想も甚だ幼稚であつたのみならず、其行動には頗る矛盾が多く、皇室の尊嚴を説き、憲政の發達を唱へながら、一朝難局に會するや、猥りに詔敕、或は敕語を奏請し、自ら皇室の尊嚴を傷ひ、憲政の發達を著しく阻礙したともある。けれども、伊藤公は如何なる場合に於ても、山縣公の如く國民を無視し、全く彼等を犠牲にしても尚ほ且つ、自己の地位、自己の勢力を固守しようとはしなかつた。時としては議會の操縦上、間接に黃白の力を借りたともあつたが、松方侯や山縣公の如き陋劣なる陰謀奸策を用ひて、議員を籠絡、操縦屈服した形跡はない。伊藤公は又、政黨の力の侮る可らざるを睹るや、官僚、閥族を棄てゝ、自ら政黨の人とな

り、各地を遊説し、國民の政治思想啓發に努力したのである。而して、其抱負、意思、勇氣、奮闘努力は實に賞讃すべきものであつた。が、公は矢張り官僚内に生れ、閥族内に育てられた人であつたから、政黨内に入つても尙ほ專制獨裁の氣分を有して居つたのである。其結果公は政黨の首領として失敗した。乍併、之れに依るも、如何に公が國民を政治の中心としようとする希望と意思があつたかは明瞭である。之れに反し、山縣公は始終立憲政治を嫌厭して居つた人である。彼は教育に於ても、思想に於ても、徹頭徹尾、武人式である。けれども、公は乃木大將の如く忠君愛國を本分とする高潔の武人では勿論ない。彼は十分政權の甘味を嘗め、號令一片で兵士を引率するよりも、詭計、陰謀、奸策を弄して國民を屈從せしむることに一層妙味あるとを識り得たものである。而して、彼は將校が兵士を指揮引率するが如く、自由自在に隸屬的に官吏及び國民を統御しようと考へて居るらしい。千變一律、彼は武斷政治の謳歌者、立憲政治の敵である。彼は此點に於て頗る徹底して居る。彼は憲法發布以來、終始一貫、常に民權の發達伸張に反対し來つたのである。されば公が、西園寺内閣顛覆の原動力となりしとて更らに奇怪の現象ではない。

然るに政黨員等が之れを以て、俄かに公及び元老を批難攻撃して憲政擁護を唱道せるは寧ろ奇怪千萬である。公は二十餘年間、常に同じ徑路を踐んで來た。公の非立憲的、違憲的行動は、今日新たに始まつた事ではない。公の徹底的なるは賞揚すべく、政友會及び國民黨の愚は笑ふべきである。彼等は恰も平素攝生を怠り、自ら健康を害し、病患に罹つて俄かに醫者騒ぎをなすものと同一である。

山縣公は第一回帝國議會開會前、地方官會議を召集し、其政見を發表した。其言に曰く『各位〔地方官〕は宜しく屹然として中流の砥柱たるべきのみならず、又宜しく人民の爲に適當の標準を示し、其偏頗を抑へ、向ふ所を謬らざらしむるを勉めざるべからず〔中略〕要するに行政權は至尊の大權なり、其執行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち、引援比附の習を去り、専ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなり』と。

爰に『地方官が中流の砥柱たるべき』とは、疑ひもなく、國民の中流の意義ではなく、其官吏の中流を意味するものである。なぜなれば、其下に『宜しく人民の爲になる文字を以て國民と官吏とを區別して居ることに依りて明かである。又『官吏が人

民の爲に適當の標準を示せ』とあるは、宜しく國民を指揮引率せよとのことであるは疑ひない。而して、『行政權は至尊の大權なり、其執行の任に當る者は、宜しく各種政黨の外に立ち、引援比附の習を去り、専ら公正の方向を取り、以つて職任の重きに對ふべきなり』とは、至尊に代り、至尊の大權たる行政權を左右する執行者即ち官吏は、政黨即ち國民の代表者又は國民に接近することなく、上より彼等を統御支配しなければならぬと云ふ意味である。乍併、行政權が至尊の大權なりと云ふ意義に於ては、立法權も司法權も亦同様至尊の大權であるでないか。されば行政權も立法權も至尊の大權として固より輕重あるべき筈がない。然るに、山縣公は何故強ひて此等を區別しようとしたのであるか。凡そ一國の政治は行政權と立法權と兩々相待つて初めて國政が行はるべきものである。然るに山縣公は何故行政機關の局に當る官吏が、立法機關の局に當る政黨員等と引援比附してはならぬと訓令したのであるか。此點に於て山縣公の意思は火を賭るよりも明白である。公は行政執行者即ち官吏をして立法部をも全く支配せしめようとしたのである。而して、公は常に之れに勉めた。开は公が曾つて其首相たりし時、權勢威望を以て

議會政黨を屈服し能はざれば、黃白を撒布しても尙之れを屈服隸屬せしむる策を講じたることに見るも明かである。

如何に山縣公が立憲政治を嫌ひ、民權の發達を喜ばざりしかば、明治三十一年、議會解散連續の結果に憤慨して、自由、進歩兩黨が從來の確執を抛ち、合同して憲政黨を組織したるにつき、時の内閣總理大臣たりし伊藤公が元老會議を開き、之れに對する政府黨組織の必要を論じたる席上、山縣公は絶對に之に反対し、遂に憲法中止論を唱へたと云ふ事實に依つても明瞭である。即ち公は政黨の勢力及び國民の權利の發達を防止するため、畏くも明治天皇の發布し給へる我國の大典をも中止しても差支ないと考へたものらしい。此心を以てすれば、憲法制定の精神に悖り、非立憲的行動を爲す位のことは實に瑣々たることである。而して、山縣公は今日に於ても尙之れと同様の思想觀念を有して居るやうに思はれる。昨年十二月一日『時事新報』紙上に掲げられたる『山縣公の時局談』にて、公は『陸軍が所謂自費自辨の法を以て、此既定の國防計畫の遂行に歩を進むるを以て穩當である』と主張し、暗裏に陸軍が増師問題を以て西園寺内閣を斃したことを見認して居る。公の

此説に依ると、陸軍は内閣の決議を無視し、國民の意思に反して氣儘氣隨のことをやつてもよいと云ふことになる。かうなれば、陸軍は國民のために存在するのではなく、却つて國民は陸軍のために存在するやうなものである。固より公の眼中には國民なるものがないのだから、立憲政治を侮辱して居る譯だ。

曾つて山縣公が隈板内閣の後を繼ぎ内閣を組織するや、第一議會開會前に於いて『行政權執行の任に當る者は各種政黨の外に立ち引援比附の習を去り』と宣言せしにも不拘、増稅案通過のために自ら憲政黨と提携し、甚しく黃金を撒布して政黨を軟化し操縱したことがある。併し、増稅案の通過を終ると間もなく斷乎として憲政黨を棄棄てしまつた。勿論之れは、一部の憲政黨員が其提携の報酬として文官任用令の改正を迫り、傍ら獵官運動を始めたるに依ると雖も、公が政黨を嫌ひ、極めて强硬なる態度を示したるが主なる理由である。此結果、公は久しからずして遂に内閣を辭し、其後再び政界の表面に立つを欲しなかつた。けれども、公は決して政治を捨て得る、又捨てんと欲する人ではない。最も權勢に憧憬する人である。公は元帥として陸軍を引率する如く、國家の元老として國民を指揮統轄しよ

うと云ふ野心を有して居るやうに惟はれる。故に公は、所謂山縣系なる徒黨を造り、彼等をして常に國政を左右せしむるに腐心して居つた。又しつゝあるのである。之れに就き最も異様なる現象は、山縣公の權勢は公が政界の表面より退きたる後更らに發達したことである。普通立憲國に於ける爲政家なるものが、一度其政界の表面を去れば、自然其勢力は消滅してしまふものである。然るに我國に於ては、屢々全く之れと正反對の現象を呈して居る。山縣公の場合は實にこの好適例である。而して、我國に於いて何故斯かる現象を生ずるかと言へば、畢竟、我國に自治獨立の精神なく、屈服隸屬を以て満足して居るからである。我國の大半數は意識的に又は無意識的に、官吏を御上の御役人様と心得て居る國民である。官吏を民の公僕などゝは思ひも依らぬ話だ。如何に專横な官吏が政權を擅にするとも、之れに屈從して居れば忠君愛國であると考へて居るものである。而して、我國の政黨と稱ふるものも亦、眞の政黨ではない。黨員は主義政見に依つて結合されて居るのではない。只利益感情のために集合せる烏合の團體である。

山縣公は賢明、此等の點を十分能く了解して、伊藤公の如く國民に依つて其地盤

を造らうとはしなかつた。公が終始専ら官僚閥族に依つて政權を左右しようとしたのは當然である。之れが或點に於て山縣公の伊藤公より、より能く成功した理由である。併し、彼が元帥、陸軍大將、樞密院議長、元勳、公爵として顯位榮爵人臣を極め、地位權勢無比、無智なる國民の眼孔を眩惑せしむるに足ると雖も、眞に我皇室、國家、國民に對して忠實貞良なる爲政家であると云はれ得るであらうか。是は將來に於ける眞の歴史家に依つて公平に宣言されるであらう。(寺内閣の倒壊に就いて大正二年三月一日發行國家及國家學第壹卷第一號所載)

英王の神聖不可侵

專制君主政體と立憲君主政體との分岐する所は、此兩者を組織する精神の相違である。前者は唯り君主の意思を政治の中心とする精神に基きて組織せらるゝもの、後者は國民の意思を政治の中心とする精神に依つて起るものである。されど、專制君主國に於いても、唯り君主の意思にのみに依り國政が行はれるものではない。君主と雖も人間である。而して、全智全能の神ならざる限りは、其智能にも制限がある。如何に聰明、非凡、絶倫の君主にましますとしても、萬機に通曉することは不可能である。殊に君主の教育、見聞、経験等は其境遇上極めて偏狭なるが通例である。故に君主の意思なるものは、多くの場合、其身邊に奉仕する大臣諸卿等の意思である。只之れが君主の口を借り君主の意思として發表するゝに過ぎぬ。併し、專制君主國に於いて、一度君主の意思が發表せられ、國政を裁斷せらるゝ場合には、此れが全然君主自身の意思なるにせよ、大臣諸卿の意思が君主の口を借り君主の意思として發表せられたるものなるにせよ、其責任は君主の負ひ給ふも

のである。而して、君主の御心なるものが、國民の意思と常に符合一致するか、或は符合一致せざるとも、之れを威壓屈服するに十分有力なる間は、君主の地位は平穏無事である。けれども、若し一朝事ありて兩者の衝突を釀したる場合、動もすれば、專制君主は英國のチャーレス一世の如く断頭臺上の人となるか、佛國のルイ十五世及び十六世の如く悲惨なる運命に陥るか、清國皇室の如き末路を見なければならぬであらう。然るに、立憲君主國に於いては、凡ての國務國政は國民の意思に應じ、又は全く國民の意思に依つて行はるべきもの、君主は統治權を總攬して萬機を統べ給ふも、親しく萬機に當り給ふことなく、國務に關する一切の責任は國務大臣に歸し、君主は全く無責任、神聖不可侵、其地位は泰山の如きである。けれども、憲政尚ほ幼稚なる時代に於いては、一般の國民は尙專制君主獨裁政治の因襲に囚はれ、立憲君主神聖不可侵の意義を明晰に了解する能はず、君主を思ふの極却つて其尊嚴を傷ひ、其神聖を汚瀆することが屢々である。

抑え、立憲君主國に於ける『君主神聖不可侵』なる原則は、英國に於いて生れ出でたるものである。英國に於いて、君主が統治權を總攬し、萬機を統べ給ふは、我國の至

尊と同様である。又憲法の明文上、英王が有し給ふ大權及び特權は、我國の陛下が有し給ふ夫等と大差がないのみならず、英國に於いても我國に於けるが如く、行政、立法、司法の諸權の運用及び陛下の特權の發動等、悉く陛下の名義に於いて爲されるのである。けれども、英國に於いては、至尊が統治權を總攬し、萬機を統べ給ふも、親しく萬機に當り給ふとなく、國務に關する一切の聖斷は、國務大臣の奏請に應じて初めて爲し給ふものである。而して、玉座に於ける至尊の言行換言すれば、君主としての陛下の言行は、縱しや、上御一人の御思召に出でたるものにせよ、悉く國務大臣も、皆之れを理解し、之れを容認して居るのである。故に、英國の國務大臣は、君主としての陛下の言行に關しては、事の大小是非善惡を問はず、一切其責任を負はねばならぬのだ。又議會も、國民も、陛下の言行に就き、飽く迄國務大臣に質問追窮しそれ全責任を彼等に負はしむることが出来る。縱令如何なる場合に於いても、又如何に瑣事些細の事にせよ、玉座に於ける陛下の言行に就き、英國の國務大臣は『上御一人の御言葉である』と云うて、其責任を逃れ、之れを陛下に負はしむることは出來

ぬのである。若し、陛下が其言行につき責任を負ひ給ふものとすれば、神聖不可侵ではない。專制君主と同様である。立憲君主の神聖不可侵は、其言行に就き全く無責任なるに依つてのみ起り得るものである。若し、英國の國務大臣が陛下の詔敕、敕語、或は敕諭に關し、上御一人の御言葉であると云うて其責任を遁れんとしたりとせば、必ずや彼等は至尊の尊嚴を傷害し、神聖を汚瀆し、立憲君主政體の基礎を破壊するものとして批難さるゝに相違なからう。

英國皇帝の神聖不可侵なるは、一に其言行につき全然無責任なるに依るのである。斯くて、陛下は常に政治の圈内にあるも圈外にあるが如く、不偏不黨、衆庶に對し、一視同仁、民の心を以て其心となし、萬民を撫育し、民心を收攬し、其尊嚴を倍々尊嚴に、其神聖を益々神聖にならしめ給ふのである。

プラツクストーン氏は『英王は啻に惡事を爲し能はざるのみならず、惡事を考ふるとも出來ぬのである。彼は不義不正を行ふ意思を有し能はぬ、彼に於いては貧弱も痴愚も存在せぬのである』と云うて居る。之れは英國の憲法上に於ける君主の解釋である。併し、英國の國民は國王を全智全能、完全無缺の神様と信じ無暗に

難有がつて居る愚物ではない。彼等は常に『國王』も矢張り人間であると言つて居る。然り國王も人間であるからには、智もあり、情もあり、意もあり、嫉妬、憎惡、愛憐、同情、人間の有する感情は悉く有して居らるゝに違ひない。されば、君主と雖も、惡事をなし能はぬ、又惡事を考ふるとが出來ぬと言ふ理由はない。不義不德をなさぬにしても、不義不徳を爲す意思を有するとが出來ないと云ふことは断じてない筈である。然るに、英國の憲法學者が之れを斷言し、且つ國民が之れを信奉するは何故であるか。這是英國民の迷信であらうな。近世の最も善く發達せる科學思想を有する英國民は、君主に對する迷信を以て満足して居るものではない。彼等が憲法上『國王は惡事を爲し能はぬ』(The King can do no wrong)と云ふは、國王なるものは憲法上、國務大臣を離れて獨斷に國政に關し、何事をも裁決し給ふものでないと云ふ理由に基くのである。英王は專制君主ではない、立憲國の君主である。故に如何なる聖旨に對しても、事政治に關するものは『朕一人の意思なり』と宣ふことはない。又、國務大臣も『上御一人の御言葉である』と云うて其責任を陛下に塗り付くることが出來るのである。斯くて、陛下は全然無責任、無責任なるがゆゑに、惡事を爲

すことも惡事を考ふることも出來ぬと云ふ理由が起るのである。英國民は能く此理由を了解して居る。

我國の憲法第三條に於いても『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』と規定して居る。而して、之れは立憲君主國に於ける憲法の最重要なる規定である。我國民が立憲政體の健全なる發達を望み、憲政の實を擧げ、皇室を泰山の安きに置き奉らんと欲せば、飽く迄此規定を尊重し、飽く迄此規定に重量貫目を附し、以て此規定を空文に終らしめず、其意義を實現せしめねばならぬのだ。然るに、我國の憲法學者は動もすれば、君主を人間以外の生物となし、神代の民が至尊に對して抱き居りしが如き觀念を以て、此規定の意義を解釋しようと努めて居る。又國民中頑冥の徒は、君主の『神聖不可侵』と『神』の神聖と同意義、同一觀念の如く思惟して居る。けれども、現代に於ける思想の變遷は實に著しいものである。我國民とて何時迄も、世界は日本、唐、天竺で、太陽は東から出て西に沒するものであるとは信じて居るまい。大師様や觀音様に依つて安心立命慰安を求めようと思はぬやうになるであらう。水天宮様の御符を產婦に與へるよりは、大學病院へ入れた方が安心だと思ふやうにな

るに違ひない。不遠、我國民も迷信や謎で支配されぬやうになるであらう。國務大臣も政治上の責任を轉嫁し、袞龍の袖に隠れんがため、聖旨に對し『上御一人の御言葉である』と言ふやうなことを言はぬやうになるだらう。

立憲君主國の『君主神聖不可侵』なる意義は、君主の無責任より生ずるものと解釋するより外に、正當に解釋するの道がない。君主は惡事を爲し能はぬてふ理由、事實の下に、初めて君主の神聖不可侵の意義が發揮實現せらるゝのである。君主が其言行に對し責任を負ひ、どうして其神聖を保持することが出來よう。責任あるものが神聖たることは出來ぬ道理である。若し斯る場合、君主の神聖が保全し得らるものとすれば、君主の言行は即ち神の言行であるてふ、古代の迷信を盲目的に信奉することに依つてのみ得らるゝのである。併し、現代の科學的教育を受けたものには、之れは不可能のことであらう。

此頃、議會に於いて、桂首相は詔敕と敕語との區別を與へた。我國民及び我憲法學者は、之れに満足して居るのであらうか。桂首相は元田氏の質問に答へ『海相留任の時のものは詔敕にあらずして敕語なり、敕語は陛下御一人の御語なり、敕語は

陛下の御言葉を文字に認めたるものなり』と言うて居る。桂首相は如何なる必要あつて此區別をなしたであらう。若し、首相が詔敕に對しても、敕語に對しても、均しく其責任を負はんとせば、強ひて此區別を立つる必要がなからう。畢竟、桂首相が敢へて此區別をなせしは、詔敕は國務大臣の奏請に依りて出づるもの、敕語は上御一人の御思召に依るものと區別を附し、此兩者に對する責任を二様になさんとせしに相違なからう。而して、詔敕は奏請したるものなれば責任を負ふも、敕語は上御一人の御言葉なれば責任を負はぬと云ふことを示さうとする意思であつたであらうと惟ふ。詔敕と敕語に對する國務大臣副署有無の問題は、單に形式上の問題である。元田氏の質問は、敕語(或は詔敕)に關する出所責任の問題であつた。首相にして其責任を二様にせんとする意思がなかつたものとすれば、敢へて此區別を立つる必要がなかつた筈である。若し、果して桂公の意思が此處にあつたとすれば、桂公は敕語に關する責任を誰に負はしめんとするのであるか。こは實に國家の一大事である。決して不間に附し去るべきことでない。我憲政上に憲法第三條の意義が實現すると否とは此事に依つて決するのである。

英國に於いては、國政に關する陛下の聖旨に對し、憲法上詔敕、敕語、敕諭と云ふが如く區別を立てられて居らない。英國の憲法學者も又國民も政治上聖旨に對し、斯かる區別をなす必要がないと信じて居る。英國の憲法に依れば、詔敕にせよ、敕語にせよ、將又敕諭にせよ、事苟も國務國政に關する聖旨は、國務大臣の副署の有無を問はず、國務大臣が凡て全責任を負ふべきものである。聖旨を國務大臣の副署有無に依つて區別し、之れに輕重、責任の相違を付するが如きことは、眞に至尊の神聖を汚瀆するものと考へられて居る。英國に於いても、陛下の聖旨に國務大臣の副署の添ふものと添はぬものとはある。けれども、國務大臣は副署の有無に依つて之れに對する責任を區別することは出來ぬ。何れにしても、國務大臣は聖旨に對し全責任を帶びなければならぬのだ。

英國に於いて只國務大臣が全く責任を負はざる陛下の御言葉は、個人としての陛下の御言葉である。個人としての陛下の御言行は、直接にも間接にも、全く國政に無關係のものであるから、國務大臣が責任を負ふの必要がない。如何に英國の國務大臣でも、陛下の私事に關することの責任までも負ふことは出來ぬ。又其必

要もないものである。玉座に於ける陛下、即ち國君としての陛下の聖旨は、ダイシ一
が『行政上に於ける君主任意の裁斷權』と稱するものゝ發動である。而して其名義
の如何に拘らず、出處責任一切、時の國務大臣であることは三歳の兒童も能く之れ
を了解して居る。然るに、我國に於いては、一國務大臣の留任如何に關する重大な
聖旨の出處責任すら、尙不明不定である。此出處が明瞭に國民に理解せられ、全
責任が國務大臣に歸するものと確定して、初めて憲法第三條に於ける明文が正當
なる意義を示すに至るのである。故に之れを糺すの必要あり、去る議會に於いて
元田氏は桂首相に質問した。之れに就き我國法曹界の花形役者たる花井博士は、
去る七日『二六新聞』紙上に於いて、敕語(或は詔敕)が行政事項の範圍に屬せざるものであるなれば、國
務大臣をも行政事項に無關係なるものと云はねばなるまい。斯様な不條理な事
實を無視せる議論がどこにあらうか。愚論と言はんか、妄論と稱せんか、實に言語
請するとも、行政事項の範圍に屬せざるものと云ふに依るらしい。若し國務大臣
の留任に關する敕語(或は詔敕)が行政事項の範圍に屬せざるものであるなれば、國
務大臣をも行政事項に無關係なるものと云はねばなるまい。斯様な不條理な事
實を無視せる議論がどこにあらうか。愚論と言はんか、妄論と稱せんか、實に言語

に絶するものである。尙博士は『敕語は天皇の聖旨に非ずや、何人が如何なる奏請
を爲すとも之れを採用すると否とは一に繋りて天皇の聖斷に出づるもの、奏請者
が道徳上の責任を負擔すべきは素より疑を容れずと雖も、敕語は奏請者の敕語に
非ず、敕語の奏請は國家の行政と直接無關係の地位に立つもの、政府も議員も共に
法律を解せずして此非違を敢へてするは笑止の至りなり』と。嗚呼何たる妄言ぞ
や。敕語の奏請が國家の行政と直接無關係の地位に立つものとは、實際、我國に於
いては敕語に依つて國務大臣が左右せられ、敕語或は詔敕に依り、議會が開會せら
れ、閉會せらるゝのみならず、殆んど無意味に停會せられ、解散せらるゝことがある
ではないか。否、敕諭に依り、國民を代表する政黨の舉止すらも、左右せられんとす
ることがあるではないか。勅語の奏請が、直接行政に關係あるのみならず、議會に
も、政黨にも重大なる影響をなすのである。博士は此火を賭るよりも明かる事
實を會得することが出來ぬであらうか。敕語が聖旨なることは、之れを示す文字
に依つても明瞭である。併し、我國は專制君主國ではない、立憲君主國であること
を忘れてはならぬ。而して立憲君主國に於いては、政務に關することは凡て其責

任が明確でなければならぬのである。敕語に關する出處責任を質すは、立憲國議員の義務であり、責任である。殊に、我國の憲法は『天皇神聖不可侵』の規定を有して居る。而して此規定に依り、天皇は無責任でなければならない。然るに、若し花井博士の主張するが如く、敕語の奏請者なるものは、只其道德上の責任を負擔すべきものとすれば、敕語の政治上の責任を負擔すべきものは誰であるか。此問題は我憲法第三條の規定に對する最も重大なる問題である。

既述の如く、立憲國に於ける君主の神聖は、只君主を政治上全く無責任たらしむことに依りてのみ保全せらるべきものである。英國に於けるが如く『君主は惡事を爲し能はぬ』てふ原則が憲法上に確立せられ、初めて『君主神聖不可侵』の規定が空文に終らぬのである。君主が國政を親裁し、又は其聖旨に對し幾分なりとも責任を負ふ間は、君主は決して神聖なるものと認容さることは出來ない。國政上に於ける君主の聖斷は、一に國務大臣の奏請に基くもの、君主の言行に關する責任は、一切國務大臣の負擔であることが確立せられ、初めて立憲政治の美果を奏するに臻り、國民の意思は直に君主の意思となりて政治に實現し、君民皇室は萬古不易、

泰山の安全に置かるゝのである。(大正二年三月一日發行 国家學會第一卷第貳號所載)

西郷 高行	佐々木 高行	松河 大井山 上田	大木 高行	正義 純義 嚴馨 顯義	有朋 正義 純義 嚴馨 顯義	喬任 正義 純義 嚴馨 顯義	清隆 從道 孝弟 正義 純義 嚴馨 顯義	岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田	三條 仁 實美 親王 具視 岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田
西郷 高行	佐々木 高行	松河 大井山 上田	大木 高行	正義 純義 嚴馨 顯義	有朋 正義 純義 嚴馨 顯義	喬任 正義 純義 嚴馨 顯義	清隆 從道 孝弟 正義 純義 嚴馨 顯義	岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田	三條 仁 實美 親王 具視 岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田
西郷 高行	佐々木 高行	松河 大井山 上田	大木 高行	正義 純義 嚴馨 顯義	有朋 正義 純義 嚴馨 顯義	喬任 正義 純義 嚴馨 顯義	清隆 從道 孝弟 正義 純義 嚴馨 顯義	岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田	三條 仁 實美 親王 具視 岩倉 黑田 大木 伊藤 大木 松方 河村 西郷 岡山 縣山 上田

十五年

十六年

十七年

明治元年以降政府更迭表 (其二)

官職別	内閣總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	遞信大臣	特種年月
任命年月	明治十八年十二月 十九年三月	伊藤博文 同	井上馨 同	松方正義 同	大山滋 同	西郷從道 同	黒田顯重 同	森有礼 同	千葉謙次郎 同	柳本武揚 後藤嘉二郎	二年四ヶ月
	二十年六月 二十一年二月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	二十二年三月 二十三年五月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	二十四年五六月 二十五年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	二十六年三月 二十七年八月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	二十八年五月 二九年八月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三十一年十一月 三十二年十二月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三十四年五月 三十五年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三十六年五月 三七年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三十八年九月 三九年十二月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	四十一年三月 四十二年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	四十五年四月 四六年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	四十七年七月 四八年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	四九年八月 五十一年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五一年八月 五三年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五四年三月 五五年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五六年三月 五七年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五八年八月 五九年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五九年八月 六年一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六〇年六月 六一年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六一年八月 六二年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六三年三月 六四年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六五年三月 六六年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六七年六月 六八年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	六九年六月 七〇年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七〇年九月 七一年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七一年八月 七二年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七三年三月 七四年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七五年三月 七六年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七七年三月 七八年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	七九年三月 八〇年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八〇年九月 八一年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八一年八月 八二年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八三年三月 八四年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八五年三月 八六年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八七年三月 八八年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	八九年三月 九〇年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九〇年九月 九一年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九一年八月 九二年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九三年三月 九四年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九五年三月 九六年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九七年三月 九八年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	九九年三月 二〇〇〇年三月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

附錄の一(二)

(附錄の三)

表 會 議 協 院 兩

回議 數會	兩 院 衝 突 問 題			要求議院	委員數	議決
	衆議院	貴族院	衆議院			
第一回	明治二十五年度歲入歲出總豫算追加案 明治二十八年度特別會計歲入歲出 集會及政社法改正案、辯護士法案、新聞紙條例改正案	無シ	無シ			
第二回	新聞紙條例中改正法律案	無シ	無シ			
第三回	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)、豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	明治二十九年三月二十八日貴族院ニ對シ兩院協議會ノ開會ヲ要求シ十名ノ委員ヲ選定シタルモ閉會ノ期迫リ貴族院ハ委員ヲ選舉スルニ至ラズシテ止ム	鐵道敷設法中改正法律案、(乙)明治二十八年度特別會計歲入歲出豫算追加案(第一號)、豫算外國庫ノ貢	尚香川縣下郡廢置法律案ニ關シ衆議院ハ明治二十九年三月二十八日貴族院ニ對シ兩院協議會ノ開會ヲ要求シ十名ノ委員ヲ選定シタルモ閉會ノ期迫リ貴族院ハ委員ヲ選舉スルニ至ラズシテ止ム	無シ
第四回	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	正
第五回	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	正
第六回	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	正
第七回	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	正
第八回	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	正
第九回	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	明治三十年度歲入歲出總豫算案	正
第十回	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	新聞紙條例中改正法律案	正
第十五回	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	正
第十四回	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	正
第十三回	衆議院議員選舉法改正法律案 岡山縣下郡廢置法律案、動產銀行法案	衆議院議員選舉法改正法律案 岡山縣下郡廢置法律案、動產銀行法案	衆議院議員選舉法改正法律案 岡山縣下郡廢置法律案、動產銀行法案	衆議院議員選舉法改正法律案 岡山縣下郡廢置法律案、動產銀行法案	衆議院議員選舉法改正法律案 岡山縣下郡廢置法律案、動產銀行法案	正
第十二回	豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	豫算外國庫ノ貢 鐵道敷設法中改正法律案	正
第十一回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第十五回	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	正
第十四回	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	日本銀行納付金ニ關スル法律案、印紙稅法案、噸稅法案 國籍法案、利事訴訟法中改正法律案、國有土地、森林原野下戻法案 登稅法中改正法律案	正
第十五回	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	郵便法案	正
第十六回	水害地方田地租免除ニ關スル法律案 明治三十四年度歲入歲出總豫算案 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案	水害地方田地租免除ニ關スル法律案 明治三十四年度歲入歲出總豫算案 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案	水害地方田地租免除ニ關スル法律案 明治三十四年度歲入歲出總豫算案 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案	水害地方田地租免除ニ關スル法律案 明治三十四年度歲入歲出總豫算案 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案	水害地方田地租免除ニ關スル法律案 明治三十四年度歲入歲出總豫算案 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案	正
第十七回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第十八回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第十九回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第二十回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第二十一回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第二十二回	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	正
第二十三回	刑法改正案	刑法改正案	刑法改正案	刑法改正案	刑法改正案	正
第二十四回	地方稅制ニ關スル法律案	地方稅制ニ關斯ル法律案	地方稅制ニ關斯ル法律案	地方稅制ニ關斯ル法律案	地方稅制ニ關斯ル法律案	正
第二十五回	砂糖消費稅法中改正法律案 辯護士ノ職務並判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關スル法律案	砂糖消費稅法中改正法律案 辯護士ノ職務並判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關スル法律案	砂糖消費稅法中改正法律案 辯護士ノ職務並判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關斯ル法律案	砂糖消費稅法中改正法律案 辯護士ノ職務並判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關斯ル法律案	砂糖消費稅法中改正法律案 辯護士ノ職務並判官評定官檢察官及辯護士ノ在職年限ニ關斯ル法律案	正
第二十六回	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	關稅定率法改正法律案	正
第二十七回	商法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案 行政裁判法中改正法律案	商法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案 行政裁判法中改正法律案	商法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案 行政裁判法中改正法律案	商法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案 行政裁判法中改正法律案	商法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案 行政裁判法中改正法律案	正
第二十八回	衆議院議員選舉法中改正法律案	衆議院議員選舉法中改正法律案	衆議院議員選舉法中改正法律案	衆議院議員選舉法中改正法律案	衆議院議員選舉法中改正法律案	正
第二十九回	大正三年度歲入歲出總豫算案	大正三年度歲入歲出總豫算案	大正三年度歲入歲出總豫算案	大正三年度歲入歲出總豫算案	大正三年度歲入歲出總豫算案	正
第三十回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十一回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十二回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十三回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十四回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十五回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十六回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正
第三十七回	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	正

帝國議會の召集及開閉一覽表

憲法發布勅語を以て第一回帝國議會は明治二十三年を以て之を召集すること
舊衆議院議員選舉法(明治二十一年法律第三號)に依る選舉は通常七月一日に

（附錄の四）

表官問顧密林

○は現職者、（願免）ハ依願免官

大正五年十一月二十一日印刷
大正五年十一月二十四日發行

日本民權發達史與附
定價金貳圓貳拾錢

發著作者兼 植原悅二郎

東京市芝區公園五號地十一番



印刷者 太田泰助

東京市神田區三河町一丁目十四番地

印刷所 丸利印刷所

東京市神田區三河町一丁目十四番地

發行所

振替口座東京壹壹八四四番

政教社

366

7

終

